

# 職員の給与に関する報告及び勧告

平成27年9月

京都市人事委員会



人 委 第 99 号

平成 27 年 9 月 10 日

京都市会議長 津 田 大 三 様

京 都 市 長 門 川 大 作 様

京都市人事委員会

委員長 彦 惣 弘

職員の給与に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せてその改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置を執られるよう要望します。



## 目 次

### 報 告（別紙第1）

#### I 職員給与の実態等

1 職員の給与等の状況 .....	1
2 民間給与等の調査 .....	1
3 職員の給与と民間給与との比較 .....	3
4 職員の給与水準 .....	4
5 物価及び生計費 .....	5
6 人事院の報告及び勧告 .....	5

#### II 給与の改定等

1 給与の改定 .....	10
2 給与制度の総合的見直し .....	11
3 給与に関するその他の課題 .....	17
4 人事管理に関する課題 .....	18
5 給与勧告・報告制度の意義・役割 .....	21

勧 告（別紙第2） .....	23
-----------------	----



## 別紙第 1

# 報 告

## I 職員給与の実態等

本委員会は、昨年9月18日、地方公務員法の規定に基づき、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行い、その後も引き続き、職員の給与及び民間従業員の給与その他職員の給与決定の諸条件について調査研究を行ってきたので、その結果を次のとおり報告する。

### 1 職員の給与等の状況

本委員会が実施した「平成27年京都市職員給与等実態調査」によると、本年4月現在における本市職員の総数(企業職員を除く。)は、10,211人である。このうち、民間給与との比較を行っている職員(事務・技術職員)の給与等の状況は、次のとおりである。

(注) 事務・技術職員とは、国の行政職俸給表(一)適用職員に相当する本市職員である。

項 目	内 容	項 目	内 容		
平均給与月額	給 料	336,937円	人 員	5,996人	
	扶 養 手 当	9,475	平 均 年 齢	41.7歳	
	管 理 職 手 当	5,652	平 均 勤 続 年 数	17.9年	
	地 域 手 当	35,267	平 均 扶 養 親 族 数	1.0人	
	住 居 手 当	8,248	男女別 構成比	男	66.7%
	その他の手当	35		女	33.3
	合 計	395,614	学歴別 構成比	大学卒	72.7%
		短大卒		8.7	
		高校卒		17.9	
		中学卒		0.7	

(注) その他の手当とは、単身赴任手当(基礎額)である。

### 2 民間給与等の調査

本委員会は、本市職員と市内の民間従業員の給与水準の精確な比較を行うため、人事院及び京都府人事委員会等と共同して、「平成27年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査は、次表に掲げる調査事業所の本年4月の給与月額、給与改定及び諸手当支給等の状況について、全国統一の内容及び方法で行った。

◎ 平成27年職種別民間給与実態調査の概要

調査対象事業所	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内民間604事業所
抽出事業所	層化無作為抽出法により抽出した169事業所
調査事業所	抽出事業所のうち調査対象外と判明した事業所を除く168事業所
調査実人員	8,373人(うち事務・技術関係職種7,353人)

(注) 層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を産業、規模等によって層化(グループ分け)し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

**(1) 初任給**

新規学卒者(事務・技術関係職種)の初任給月額は、大学卒207,893円、短大卒169,754円、高校卒158,164円である。また、本年4月に新規学卒者の採用を行った事業所のうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で29.5%(昨年23.8%)、高校卒で37.5%(同29.2%)、据え置いた事業所は、大学卒で70.5%(同76.2%)、高校卒で62.5%(同70.8%)となっている。

(「参考資料」44ページ第9表)

**(2) 本年の給与改定の状況**

給与改定の状況を一般従業員についてみると、ベースアップを実施した事業所の割合は28.5%と昨年(31.2%)から若干減少しているが、ベースアップを中止した事業所の割合は11.8%と昨年(12.0%)と同水準である。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は、83.3%と昨年(87.9%)から減少しており、定昇率(額)については、昨年と比べて増額した事業所の割合は20.1%(昨年24.0%)、減額した事業所の割合は4.4%(同3.7%)となっている。

(「参考資料」54ページ第11表)

**(3) 住居(住宅)手当**

住居(住宅)手当を支給する事業所の割合は、50.5%であり、そのうち、借家・借間居住者に対しては95.2%、自宅居住者に対しては82.9%の事業所が支給している。借家・借間居住者に対する手当月額の標準額の中位階層は、15,000円以上16,000円未満となっている。

(「参考資料」55ページ第12表)

#### (4) 扶養(家族)手当

扶養(家族)手当の支給状況は、配偶者13,929円、配偶者と子1人の場合19,664円、配偶者と子2人の場合25,021円となっている。

(「参考資料」55ページ第13表)

#### (5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間に民間事業所において支払われた賞与等の特別給の支給状況は、次の表に示すとおりであり、所定内給与月額  
の4.22月分に相当している。

項目	区分	事務・技術等 従業員	技能・労務等 従業員
	平均所定内 給与月額	下半期 (A <sub>1</sub> )	370,839 円
上半期 (A <sub>2</sub> )		375,913	283,765
特別給の 支給額	下半期 (B <sub>1</sub> )	798,730	527,825
	上半期 (B <sub>2</sub> )	781,661	540,557
特別給の 支給月数	下半期 (B <sub>1</sub> /A <sub>1</sub> )	2.15 月分	1.87 月分
	上半期 (B <sub>2</sub> /A <sub>2</sub> )	2.08	1.90
年間の平均		4.22 月分	

(参考)

本市職員の支給月数	4.10 月分
-----------	---------

(注)1 下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは平成27年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給月数を本市の職員構成に案分して求めたものである。

### 3 職員の給与と民間給与との比較

前述の「平成27年京都市職員給与等実態調査」及び「平成27年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務にあつては事務・技術職員、民間にあつてはこれに相当する職種の者(いずれも、本年度の新規採用者を除く。)について、比較し、その較差を算出したところ、本市職員の給与は、民間給与を1,195円(0.30%)下回っていた。

なお、較差の算出に当たっては、職務の種類別に、責任の度合、学歴、年齢などを同じくする者同士の給与月額を次のページの表に掲げる対応関係で

比較(ラスパイレス方式)した。

(注) ラスパイレス方式とは、比較しようとする団体の人員構成が、基準となる団体の人員構成と同一であると仮定して、加重平均により算出する方法のことである。

◎ 職員の給与と民間給与との較差

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差	
			(A)-(B)=(C)	(C)/(B)×100
事務・技術 職員	402,785円	401,590円	1,195円	0.30%

(注)1 平成27年4月分の給与の比較である。

2 いずれも本年度の新規採用者は含まれていない。

◎ 比較における対応関係

規模 職務の級	企 業 規 模 500人以上	企業規模100人 以上500人未満	企業規模50人 以上100人未満
8級(局長級)	支店長, 工場長, 部長		
7級(部長級)	部次長	支店長, 工場長, 部長	
6級(課長級)	課長	部次長	支店長, 工場長, 部長, 部次長
5級(課長補佐級)	課長代理	課長	課長
4級(係長級)	係長	課長代理	課長代理
3級(主任)	主任	係長	係長
2級(係員)	主任, 係員	係長, 主任	係長, 主任
1級(係員)	係員	係員	係員

4 職員の給与水準

国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員とこれに相当する本市職員について、平成26年4月の給料月額を経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、次のとおりとなる。(総務省平成26年地方公務員給与実態調査)

区 分	ラスパイレス指数
本 市 職 員	102.1

(参考)

区 分	ラスパイレス指数
指 定 都 市 平 均	100.1
都 道 府 県 平 均	99.9
特 別 区	99.7
市 平 均	98.6

(注) 国家公務員を100とした数値である。

## 5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数(総合)を前年同月と比較すると、全国では0.6%、本市では0.5%上昇している。

また、同局の家計調査による本年4月の消費支出の状況は、次のとおりである。  
(「参考資料」60ページ第17表その2)

区分	消費支出 (1世帯当たり)	集計世帯数	世帯人員	有業人員	世帯主の年齢
全国	300,480円	7,778世帯	3.02人	1.36人	58.6歳

## 6 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月6日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与及び勤務時間について報告し、給与及び勤務時間の改定について勧告するとともに、公務員人事管理について報告を行った。

報告及び勧告の主な内容は、次のとおりである。

### 給与勧告の骨子

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

## II 民間給与との較差に基づく給与改定

### 1 民間給与との比較

約12,300民間事業所の約50万人の個人別給与を実地調査（完了率87.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,469円 0.36%

〔行政職(一)…現行給与408,996円 平均年齢43.5歳〕

〔俸給280円 地域手当1,156円 はね返り分(注)33円〕

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.21月（公務の支給月数4.10月）

### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

#### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定（平均改定率0.4%）

##### ② その他の俸給表

行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ

#### (2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

#### (3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分→4.20月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
27年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
	勤勉手当	0.75月（支給済み）	0.85月（現行0.75月）
28年度以降	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.80月	0.80月

#### **[実施時期]**

- ・ 月例給：平成27年4月1日
- ・ ボーナス：法律の公布日

### **3 その他の課題**

#### **(1) 配偶者に係る扶養手当**

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

#### **(2) 再任用職員の給与**

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

## **Ⅲ 給与制度の総合的見直し**

### **1 給与制度の総合的見直しの概要**

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成

### **2 平成28年度において実施する事項**

#### **(1) 地域手当の支給割合の改定**

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

#### **(2) 単身赴任手当の支給額の改定**

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

- \* 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ

## **勤務時間に関する勧告の骨子**

### **1 フレックスタイム制の拡充の必要性**

- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- ・ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月）の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- ・ 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する。

### **2 フレックスタイム制の拡充の概要等**

#### **(1) 概要**

- ・ 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始

業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定

- ・ 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設けることができる。

コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定

- ・ 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外

## (2) 適用に当たっての考え方

- ・ 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない。
- ・ 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

## 3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- ・ 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- ・ フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

## 4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成28年4月1日から実施

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

退職管理の見直しや採用抑制等により、40歳・50歳台の在職者の割合が20歳・30歳台の在職者の割合を相当に上回っており、国家公務員の人事管理に大きく影響することが懸念される。本院は、人事行政の第三者・専門機関の責務として、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めていく。

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的イメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力を積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

#### (2) 女性の採用・登用の拡大

- ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進

#### (3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

#### (4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事

評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実

## 2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

### (1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充（勤務時間法の改正を勧告）

### (2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、サービス管理等の在り方等について検討

### (3) 長時間労働慣行の見直し

- ・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
- ・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要

### (4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

### (5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入

### (6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進

## 3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

平成 23 年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応

## II 給与の改定等

職員の給与等の実態及び給与の決定に係る基礎的諸条件は、以上のとおりである。これらの諸条件を総合的に考慮した結果、本市職員の給与等について、次のように判断し、また、検討を行う必要があると認める。

### 1 給与の改定

#### (1) 月例給

本年 4 月現在で本市職員の給与と民間事業所従業員の給与を比較した結果、本市職員の給与は、民間給与を 1,195 円 (0.30%) 下回っていた。

職員の給与に関しては、給与水準を民間給与に均衡させることが基本であり、本年の公民の給与較差を解消するため、給料表について、引上げ改定を行う必要がある。

改定に当たっては、初任給をはじめとする若年層に重点を置いて引上げを行った本年の人事院勧告における俸給表の改定内容を勘案し、本市の実情に適合したものとすることが適当である。

#### (2) 期末手当及び勤勉手当

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、市内民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額 4.22 月分であり、本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数 (4.10 月分) を 0.12 月分上回っている。

本委員会は、民間における特別給の支給月数を算出し、本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数と比較したうえで、0.05 月単位で改定を実施するよう勧告を行ってきている。したがって、市内民間事業所における支給状況との均衡の観点から、年間支給月数を 0.1 月分引き上げ、4.20 月分とすることが適当である。

なお、改定に当たっては、本年の人事院勧告を勘案し、勤勉手当の年間支給月数を引き上げることが適当である。

#### (3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、本年の人事院勧告においては、医療職俸給表 (一) の改定状況を勘案し、所要の改定を行うこととされたところである。本市の医師等に適用される給料表等の制度は国に準じたものであることから、本市においても、本年の人事院勧告を考慮した改定を行うことが適当である。

## 2 給与制度の総合的見直し

### (1) 国家公務員における給与制度の総合的見直し

#### ア 見直しの背景

国家公務員給与については、地域における公務員給与水準の是正，年功的な給与上昇の抑制等を目的として，平成 18 年度から平成 22 年度にかけて，俸給制度，諸手当制度全般にわたる給与構造改革が行われ，地域ブロックで見た民間賃金との差が縮小したほか，高齢層における給与水準が一定程度抑制され，また，勤務実績の給与への反映が推進されたところである。

しかしながら，依然として，①特に民間賃金の低い地域を中心に，公務員給与が高いのではないかといった指摘が見られること，②国家公務員においては，近年，職員の平均年齢が上昇し，職員構成の高年齢化が顕著となってきているとともに 50 歳台後半層の官民の給与差が生じていること，③公務組織の特性，円滑な人事運用の要請等を踏まえた職員の適正な処遇を実現することを通じて，公務に必要な人材を確保し，組織の能率的な運用を図っていく必要があること等の課題が生じていたことから，これらの課題に対応するため，人事院は，昨年 8 月の人事院勧告において，「地域間の給与配分の見直し」，「世代間の給与配分の見直し」及び「職務や勤務実績に応じた給与配分」を柱とする給与制度の総合的見直しを行うことを勧告し，本年 4 月から，逐次，見直しが行われているところである。

#### イ 見直しの内容

##### (7) 地域間の給与配分の見直し

給与構造改革においては，全国 6 つの地域ブロックごとに官民較差を算出し，そのマイナス幅が最も大きい地域の結果を基に全国共通の俸給表水準を平均 4.8%引き下げるとともに，民間賃金の高い地域には最大 18%の地域手当を支給することとした。

しかし，この地域ブロックには民間賃金の高い政令指定都市等を含むことから，これを含まない地域における官民給与の実情を見るため，今般の見直しでは，「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）による都道府県別の所定内賃金の平均額が低い方から 4 分の 1 となる 12 県を 1 つのグループとして，このグループの官民給与の較差と全国の官民給与の較差の率の差を算出し，これを踏まえて，全国共通の俸給表水準を平均 2%引き下げるとともに，民間賃金の高い地域には最大 20%の地域手当を支給することとし，級地区分，支給割合，支給地域等の見直しを行った。

この見直しにより、東京都特別区の級地区分は 1 級地のまま支給割合は 18%から 20%に、医療職俸給表（一）適用職員等に係る特例の級地区分は 2 級地のまま支給割合は 15%から 16%に引き上げられたが、京都市域の級地区分は 4 級地から 5 級地に変更され、支給割合は 10%のまま据え置かれている。

#### **(イ) 世代間の給与配分の見直し**

給与構造改革においては、中高年齢層については、国家公務員給与が民間給与を 7%程度上回っていたことを踏まえ、俸給表水準を平均 4.8%引き下げの中で、俸給表の高位号俸の水準を最大 7%程度引き下げた。

しかし、50 歳台後半層については、国家公務員給与が民間給与をなお 4%程度上回っている状況にあることから、俸給表水準を平均 2%引き下げの中で、50 歳台後半層の職員が多く在職する高位号俸の俸給月額について、最大で 4%程度引き下げることとした。その際、民間給与を上回っている状況にない 40 歳台や 50 歳台前半層の職員の給与水準に与える影響に留意して、平均引下げ率を上回る改定を行う範囲を限定するとともに、人材確保への影響等を考慮し、初任給に係る号俸等については引下げを行わないこととし、世代間給与配分の更なる適正化を図ることとした。

#### **(ウ) 職務や勤務実績に応じた給与配分**

人材確保の必要性や円滑な人事運用の要請等を踏まえ、広域異動手当、単身赴任手当、本府省業務調整手当及び管理職員特別勤務手当の改善を図ることとした。

### **ウ 実施時期等**

給与制度の総合的見直しは、俸給表水準を平均 2%引き下げ、その引下げ分を原資として、地域手当の支給割合の引上げや広域異動手当等の改善を行おうとするものであり、俸給表及び管理職員特別勤務手当の見直しは平成 27 年 4 月 1 日から、その他の諸手当の見直しは、逐次実施を図り、平成 30 年 4 月 1 日までに完成させるとしている。

また、俸給表の水準の引下げに伴い、新たな俸給表の俸給月額が平成 27 年 3 月 31 日に受けていた俸給月額に達しない職員に対しては、激変を緩和するため、平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間に限り、経過措置としてその差額を支給することとしている。

## (2) 本委員会の基本的な考え方

本委員会は、昨年 9 月の報告以降、職員の給与が、その職務と責任に相応するものでなければならず（職務給の原則）、併せて、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない（均衡の原則）としている地方公務員法の諸原則にのっとり、「職員の職務への意欲を喚起し、もって市民サービスの向上に資する」という視点に立って、より本市にふさわしい給与制度を構築するための検討を進めてきた。

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の趣旨に則した制度とその運用が図られ、市民の理解と納得を得られるものでなければならぬと考えるところであり、均衡の原則において、民間事業所従業員の給与とともに国家公務員の給与も考慮事項の一つとされていること、本市も国家公務員給与がとらえている課題と共通の課題を抱えていること、さらには、総務省の設置する有識者会議「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」の示す方向性や他の地方公共団体の動向等も踏まえると、以下のとおり、基本的には、国に準じた見直しを実施することが適当であると判断した。

ただし、見直しに当たっては、職員構成や昇任管理の実態等の国とは異なる本市の実情を十分に考慮し、市内民間事業所従業員の給与の状況も踏まえて、より本市にふさわしい給与制度を構築する必要がある。

### ア 地域間の給与配分の見直し

国家公務員給与における地域間の給与配分の見直しは、全国各地に官署が所在する国家公務員の給与について、それぞれの地域における民間事業所従業員の給与を適切に反映するために、国家公務員全体の給与水準を維持したうえで、地域間における給与配分の適正化を図るために行われたものである。

一方、本市においては、これまで、平成 18 年 3 月の「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」の最終報告を踏まえ、「給与水準は地域の民間給与をより重視して均衡の原則を適用すべき」との考え方に立って、本委員会が実施する職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査により、毎年、公民較差を算出し、較差を是正するよう勧告を行ってきたため、職員の給与水準と市内民間事業所従業員の給与水準は均衡していることを踏まえると、「地域間の給与配分の見直し」という観点からの見直しは必要ないものといえる。

しかしながら、これまで、国に準じて平成 19 年度から実施した給与構造の見直しも含め、給料表の改定に当たっては、「給与制度（給料表の

構造や手当の種類・内容等)は国の制度を基本とすべき」との考え方に立って、国の行政職俸給表(一)に準拠した改定を行ってきた経過があること、また、地域手当の支給割合についても、国家公務員の支給割合に合わせて定めてきた経過があることを踏まえ、今後も、国家公務員との近似性・類似性を重視して給与制度を設計していくことが適当であり、そのことが、市民の理解と納得を得ることにつながるものと考え

る。

したがって、国の行政職俸給表(一)を基本とした改定を行っただうえで、地域手当の支給割合を国に準じて定めることが適当である。

なお、国に準じて、給料表の引下げ及び地域手当の支給割合の設定を行った場合には、大半の職員の給与水準は引き下げられることとなるうえ、国が「職務や勤務実績に応じた給与配分」として行うこととしている諸手当の改善については、国にしかない手当が含まれている等理由により十分な改善ができないため、国とは異なり、職員全体の給与水準を維持することが困難になる。しかし、職員の給与水準については、今後も、市内民間事業所従業員の給与水準に準拠して定めることが最も適当であることに変わりはない。本委員会としても、給与制度を国に準じて改定したことによる本市職員の給与水準の今後の動向を踏まえ、常に、適正な給与水準が確保されるよう適切に対応していく。

## イ 世代間の給与配分の見直し

本市においては、国に準じ、平成19年度から実施した給与構造の見直しにおいて、中高年齢層の給与水準を最大7%程度引き下げるとともに、公民較差を解消するための給料表の改定においても、高齢層の給与水準をより抑制する方向での改定を行ってきた。また、平成24年度から、職務・職責を重視した給与構造へのさらなる転換を進めるために、統括主任級を主任級と統合し、新たな級の給与水準を定めたが、それにより、高齢層の給与水準の抑制がさらに図られる結果となった。

しかし、これらの取組を行っても、なお、国と同様に、高齢層職員の給与水準が民間の給与水準を上回っており、他方、若年層の給与水準は、民間の給与水準を下回る状況が見られるため、本市においても、国における見直しに準じて、世代間の給与配分の適正化を図ることが適当である。

その際、本委員会が実施する職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果を分析したところ、次のような傾向が見られたため、見直しに当たっては、世代間の給与配分の適正化に加えて、役職段階別の給与配分の適正化という観点も踏まえることが適当である。

- ① 50 歳台後半層の給与水準は民間を上回っているが、これを役職段階別に見ると、3 級（主任級）及び 4 級（係長級）の給与水準が民間を上回る傾向にあり、特に、3 級においてその傾向が見られる。一方、5 級（課長補佐級）以上の級の給与水準については、民間を上回る傾向は見られない。
- ② 国においては、40 歳台及び 50 歳台前半層の給与水準は民間を上回る状況にないが、本市においては、この年代の給与水準も民間を上回っており、これを役職段階別に見ると、3 級の給与水準が民間を上回る傾向にある。
- ③ 若年層の給与水準は、民間を下回る傾向にある。

## ウ 職務や勤務実績に応じた給与配分

国家公務員給与における諸手当の改善のうち、広域異動手当及び本府省業務調整手当については国にしかない手当であるため見直しの余地はないが、単身赴任手当については、本市においても、東京事務所等への異動や被災地への派遣に伴い単身赴任となる職員が存在すること、管理職員特別勤務手当については、本市においても、管理監督職員が、災害等への対応のため、やむを得ず平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている状況が見られることから、いずれも、国と同様の改定を行うことが適当である。

## エ その他

国においては、退職手当に関し、給与制度の総合的見直しの影響を踏まえ、見直し前の支給水準の範囲内で、職員の公務への貢献度をよりの確に反映させるよう、退職した職員の退職前の職責に応じて基本額に加算することとされている調整額について、所要の改正が行われたところである。

本市においても、給料表の水準の引下げに伴う基本額への影響を考慮し、国の改正内容を踏まえた対応を行うことが適当である。

## (3) 本市における具体的な措置

### ア 給料表等の見直し

行政職給料表は、平均 2%、最大 4%の引下げを行った国の行政職俸給表（一）の改定内容を基本として改定することとするが、(2)イで言及した本市職員と民間事業所従業員の世代別・役職段階別の給与水準の傾向も勘案し、本市の実情に適合したものとすることが適当である。

なお、平成 19 年度から実施した給与構造の見直し並びに平成 24 年度

から実施した統括主任級及び主任級の統合による給料表の切替えに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、給料表の見直しを踏まえ、現行の額に給料表の最大改定率を考慮して定めた率を乗じて得た額とすることが適当である。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に、引下げ改定を行うことが適当である。ただし、医療職給料表については、医師及び歯科医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定を行わないことが適当である。

## **イ 地域手当等**

地域手当については、東京都特別区に勤務する職員の支給割合を 20% に、医療職給料表の適用を受ける職員の支給割合を 16% に引き上げることが適当である。

併せて、医療職給料表の適用を受ける職員に対する初任給調整手当については、京都市域に勤務する国家公務員の地域手当の級地区分が 4 級地から 5 級地に変更されたことに伴い、初任給調整手当の種別区分も 4 種から 3 種に変更されたことから、これを踏まえた改定を行うことが適当である。

## **ウ 単身赴任手当**

単身赴任手当については、昨年の人事院勧告において、民間における単身赴任者に対する手当の支給額や帰宅費用の支給回数が公務を上回っていること及び職員の経済的負担の実情等を考慮し、基礎額及び加算額を引き上げることとされたところである。本市においても、国と同様の傾向が見られたこと、また、本市の単身赴任手当の制度は国に準じたものであることから、国と同様に改定することが適当である。

## **エ 管理職員特別勤務手当**

管理職員特別勤務手当については、昨年の人事院勧告において、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合には、勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内の額の手当を支給することとされたところである。

もとより、時間外の勤務については、管理監督職員を含む全ての職員について、縮減に向けた取組を進めていく必要があるが、本市においても、管理監督職員の勤務実態を踏まえ、国と同様に改定することが適当である。

#### (4) 実施時期等

##### ア 給料表等の見直し

平成 28 年 4 月 1 日から実施し、同日に新たな給料表に切り替えることが適当である。

なお、国においては、俸給表の見直しに伴い、新たな俸給表の俸給月額が切替日の前日に受けていた俸給月額に達しない職員に対して、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間に限り、経過措置としてその差額を俸給として支給することとされたところである。

本市においても、国における措置を考慮し、給料月額の引下げが行われることとなる職員の生活への影響も踏まえ、激変を緩和するための所要の経過措置を講じることが適当である。

##### イ 諸手当の見直し

平成 28 年 4 月 1 日から実施することが適当である。

### 3 給与に関するその他の課題

#### (1) 高齢層職員の給与水準及び給与制度

国においては、50 歳台後半層の給与水準の上昇をより抑制するため、俸給表の職務の級における高位号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減するとともに、55 歳を超える職員は標準の成績では昇給しないこととするなど、高齢層職員の給与水準を是正するための見直しが実施されている。

本委員会でも、これまでの報告において、世代間の給与配分の更なる適正化を進める観点から、50 歳台の職員の給与水準及び給与制度の在り方について、国及び他の地方公共団体の状況、本市の昇任管理の実態並びに職員の士気に与える影響を踏まえて検討を行う必要があると言及してきたところであり、現時点における検討結果は以下のとおりである。

すなわち、高位号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減する措置については、本市がこれまで進めてきた「職務・職責を重視した給与構造への転換」という考え方にそぐわない面があること、また、本市においては、50 歳台後半層での昇任が少なからず見受けられ、昇任意欲や組織活性化への影響が懸念されることを踏まえると、慎重な検討が必要である。

また、55 歳を超える職員は原則として昇給しないこととする措置については、本年 4 月から 2 年間をかけて、平成 19 年から実施した給与構造の見直しに伴う経過措置を段階的に廃止するよう取り組んでいること、また、来年 4 月からの給与制度の総合的見直しの実施により、高齢層職員の給与

水準が引き下げられ、全体としては、市内民間事業所の高齢層従業員の給与水準とおおむね均衡することを踏まえ、今後の公民の給与水準の動向や他の地方公共団体の状況等を見極めつつ、必要な見直しを検討していくことが適当である。

## (2) 住居手当

これまでの本委員会の報告において、本市における住居手当制度は、借家・借間と自宅の区別を設けていないなど、国や他の多くの地方公共団体とは異なったものになっているが、国をはじめ自宅に係る住居手当を廃止する団体が増えているという状況や市内民間事業所の支給状況を注視する必要がある旨を言及してきたところである。

自宅に係る住居手当については、国が、平成 21 年に廃止して以降、地方公共団体においても廃止が進み、本年 4 月時点において、全ての都道府県及び 16 政令指定都市で廃止済みとなっているところであり、この中には、本市と同様に、借家・借間と自宅の区別を設けていなかった団体も含まれている。

また、市内民間事業所の過去 5 年間ににおける支給状況（住居手当に係る調査項目がなかった平成 26 年を除く。）については、住居手当の支給がある事業所の 7～8 割程度の事業所が自宅に係る手当を支給しているが、これを、調査対象の全事業所に占める割合として見ると、平成 23 年以降、48%、44%、42%、42%と減少傾向又は横ばいで推移しているところである。

したがって、市内民間事業所との均衡を失していると言えないものの、自宅に係る手当を支給する事業所の割合が減少又は横ばいで推移している状況や転勤の有無や住宅事情が国とは異なる他の地方公共団体においても廃止が進んでいる状況を踏まえ、本市の住居手当制度の在り方について検討を行う必要がある。

## 4 人事管理に関する課題

### (1) 人材の確保、育成等

人材の確保については、昨今の景気回復による民間企業の採用活動の活発化などに伴い、ますますその対策が重要となっている。

本委員会においては、大学等での採用ガイダンスの実施、メールマガジンの配信などによる周知活動に加え、技術職員として働く魅力を伝えるための現場見学会を新たに開催するなど、これまでから、受験者の確保に向けて様々な取組を行うとともに、人物重視による職員採用試験を実施することにより、多様で有為な人材の確保に努めている。

引き続き、任命権者とも連携を図りながら、効果的な受験者確保策や採

用試験制度の在り方について検討していくこととしたい。

意欲や能力のある職員の積極的な登用の機会である係長能力認定試験については、平成 26 年度に若手職員の自己研さんの促進、技術職員の技術力向上等を目的とした見直しを行った。職員が係長、課長等への昇任意欲を持たないことが人材の育成や組織の活性化の観点から深刻な問題であることは、過去の本委員会の報告においても言及したとおりであり、引き続き、受験率の向上に努めるとともに、昇任意欲を向上させるために必要な取組について更に研究していくこととしたい。

人事評価については、地方公務員法の一部改正により、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされたところであり、同法にのっとり、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績が良くない場合は適切な措置を執るなど、本市の人事評価制度を適切に運用し、活用していく必要がある。

昨年度に続き、職員による不適切な事務処理の事案が多数発生している。発生した個々の原因を明らかにし、再発防止策を講じるとともに、このような事案が継続して発生している要因について、引き続き分析していく必要がある。また、全ての職員が不適切な事務処理の事案を教訓として、同じ誤りを繰り返さないようにしていくことが重要である。

## (2) ワーク・ライフ・バランスの推進

職員のワーク・ライフ・バランスを実現するための環境を整備することは、職員の生活の充実や職員の心身の健康保持だけでなく、職場の活性化や公務能率の向上、質の高い市民サービスの提供等の観点からも、重要である。

任命権者においては、時間外勤務の縮減を始めとした取組により、育児、介護等により時間の制約を受ける職員を含めた全ての職員が、家庭はもとより、地域での役割も円滑に果たしつつ、その能力を仕事において一層発揮することのできる勤務環境を整備することが必要である。そのためには、時間の制約のある職員がいることを前提とし、長時間働くことを良しとする考え方を廃し、挙げた成果自体を評価する組織風土を醸成していくための方策も研究していく必要がある。

また、国においては、ワーク・ライフ・バランスの推進の一環として、夏の朝型勤務やフレックスタイム制の対象拡大の取組が進められており、窓口職場の多い本市の勤務実態も踏まえつつ、職員がワーク・ライフ・バランスを実現するための環境整備を更に検討する必要がある。

### (3) 時間外勤務の縮減

本市における総時間外勤務時間数は、平成 21 年度から平成 24 年度までにおいて減少傾向にあったものの、平成 25 年度に増加に転じ、平成 26 年度も引き続き増加している。時間外勤務が生じる要因は、様々な要素が複雑に絡み合っており、縮減のための現状の取組が限界に達していることは、否めない。

時間外勤務の抜本的な縮減のためには、他の地方公共団体や民間企業の例からも、まずは、組織のトップが不退転の決意で取り組むという本気のリーダーシップが重要である。その下で、全ての局区長が時間外勤務の縮減を自らの重要な職責の一つとして、部長以下の全ての職員が、時間外勤務が生じる具体的な要因の把握、その要因ごとの複合的な対策の実施、効率的で無駄のない業務遂行など、それぞれの職位に応じた役割を果たしつつ、相互に知恵を出し合いながら、全庁一丸となって時間外勤務の縮減に取り組んでいけるようマネジメントを行っていく必要がある。

加えて、本市が職員に対して負っている安全配慮義務を果たし、職員の心身の健康を保持するためには、年間 720 時間を超える時間外勤務を行う職員が決して生じることのないようにすることはもとより、業務の平準化、人員配置の工夫等により特定の職員に強い負荷が掛かることのないようにしていくとともに、業務量に応じた適正な人員配置を適宜行うことが不可欠である。

さらに、命令に基づかない時間外勤務及びいわゆる持ち帰り残業が決して生じることのないようにするとともに、命令に基づく時間外勤務に対しては、たとえその命令が黙示的であったとしても、手当が支払われるべきことに留意する必要がある。

### (4) その他の勤務環境の整備等

心の病のため休職した職員の割合は、平成 19 年度から減少傾向を示していたものの、平成 23 年度に再び増加し、その後、増減を繰り返している。メンタルヘルス不調は、現在は広くオープンに議論される社会的な問題となっており、管理監督職員は、必要に応じ、職場のメンタルヘルス相談窓口における健康管理医の指導を受ける等しながら、職場に存するメンタルヘルス不調の原因に対して職場全体でその解消に取り組むことが重要である。

平成 27 年度からストレスチェックが実施されているが、これを適切に実施することはもとより、集団ごとの集計・分析結果を職場環境の改善等に有効に活用することにより、職員の心理的な負担の軽減につなげることが重要である。

また、ハラスメントについては、職員の人としての尊厳や人格を傷付け、その勤労意欲を減退させるだけではなく、正常な公務運営に支障を及ぼす重大な問題であることを職員に十分認識させ、その防止の取組を継続して行っていく必要がある。

職場の安全衛生については、労働安全衛生法その他の法令により任命権者その確保に努めているところであり、安全衛生委員会の活性化等により、引き続き、快適な執務環境をはじめとする職場の安全衛生の確保に取り組んでいく必要がある。

本市では、市政の重要な担い手として、任用根拠や勤務形態の異なる職員が相当数存在しているところである。任命権者においては、これらの職員も含めた全ての職員が意欲を持って働くことができるよう、引き続き適切な制度運用を図る必要がある。

地方公務員法の一部改正により、地方公務員についても、再就職した元職員による職員への働き掛けの規制の導入等により退職管理の適正を確保するための所要の措置を講じることとされたところであり、同法の趣旨にのっとり、任命権者と連携しながら、本委員会として必要な取組を行っていくこととしたい。

## 5 給与勧告・報告制度の意義・役割

人事委員会による給与勧告・報告は、現行法制度の下で地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、地方公務員法における情勢適応の原則に基づき、職員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることを基本として行うものである。

民間給与水準を把握して職員の給与に精確に反映させることにより職員の給与水準を決定することは、市民から支持される納得性の高い給与水準を保障し、人材の確保、労使関係の安定等を通じて公務の公正かつ効率的な運営の確保に寄与するものである。

市会及び市長におかれては、給与勧告・報告制度の意義や役割に深い理解を示され、適切な措置を執られることを要請する。



## 別紙第 2

### 勸 告

本委員会は、職員の給与について、次の措置を執られるよう勧告する。

#### 1 本年 4 月の民間給与との比較に基づく給与の改定

##### (1) 給料表

- ア 行政職給料表については、別紙第 1 のⅡの 1 の報告に基づき改定すること。
- イ その他の給料表については、行政職給料表との均衡を失しないよう改定すること。

##### (2) 期末手当及び勤勉手当

別紙第 1 のⅡの 1 の報告に基づき改定すること。

##### (3) 初任給調整手当

別紙第 1 のⅡの 1 の報告に基づき改定すること。

#### 2 給与制度の総合的見直し

##### (1) 給料表等

- ア 行政職給料表については、別紙第 1 のⅡの 2 の報告に基づき改定すること。
- イ その他の給料表（医療職給料表を除く。）については、行政職給料表との均衡を失しないよう改定すること。
- ウ 給与構造の見直し並びに統括主任級及び主任級の統合による給料表の切替えに伴う経過措置額の算定基礎となる額について、別紙第 1 のⅡの 2 の報告に基づき改定すること。

##### (2) 諸手当

- ア 地域手当  
別紙第 1 のⅡの 2 の報告に基づき改定すること。
- イ 初任給調整手当  
別紙第 1 のⅡの 2 の報告に基づき改定すること。
- ウ 単身赴任手当  
別紙第 1 のⅡの 2 の報告に基づき改定すること。
- エ 管理職員特別勤務手当  
別紙第 1 のⅡの 2 の報告に基づき改定すること。

#### 3 実施時期等

1 (1)及び 1 (3)については平成 27 年 4 月 1 日から、1 (2)についてはこの改定を実施するための条例の公布の日から実施すること。

2 については、平成 28 年 4 月 1 日から実施すること。2 (1)の給料表の改定に当たっては、国の経過措置を考慮し、所要の経過措置を講じること。



## 参 考 资 料



# 目 次

## 1 本市職員給与関係

平成27年京都市職員給与等実態調査の概要	2
第1表 適用給料表別人員, 平均年齢, 平均勤続年数	3
第2表 適用給料表別平均給与月額	4
第3表 適用給料表別, 性別, 学歴別人員構成比	5
第4表 適用給料表別, 職務の級別, 号給別人員分布	
1 行政職給料表 (消防職員を除く。)	7
2 行政職給料表 (事務職員等)	10
3 行政職給料表 (消防職員)	13
4 土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表	16
5 医療職給料表	19
6 環境業務職行政業務職給料表	20
7 看護職給料表	23
8 薬剤職獣医職給料表	26
9 高等学校教育職員給料表	29
10 幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表	31
11 学校事務職員給料表	33
12 管理用務員給料表	36
第5表 職員の扶養手当の支給状況	38
第6表 職員の住居手当の支給状況	39
第7表 職員の通勤手当の支給状況	39

## 2 民間給与関係

平成27年職種別民間給与実態調査の概要	42
第8表 産業別, 企業規模別調査事業所数	44
第9表 民間における初任給の状況	44
第10表 職種別, 企業規模別, 学歴別民間給与額等	45
第11表 民間における給与改定の状況	54
第12表 民間における住居 (住宅) 手当の支給状況	55
第13表 民間における扶養 (家族) 手当の支給状況	55
第14表 民間における冬季賞与の支給状況	55
第15表 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況	56
第16表 公的年金が支給されない再雇用者 (フルタイム勤務) の給与水準の状況	56

## 3 労働経済の動向

第17表 労働経済指標	58
-------------	----



# 1 本市職員給与関係

## 平成 27 年京都市職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった平成27年京都市職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与に関する基礎資料を得ることを目的として行った。

### 2 調査対象

市長部局，市会事務局，各行政委員会事務局及び消防局に属する一般職の職員並びに京都市立学校教職員（府費負担の者を除く。）で，平成27年4月1日に在職する者とした。ただし，休職者，派遣職員，育児休業中の職員等及び地方公務員法第22条の臨時的任用職員を除く。

### 3 集計

京都市総合企画局情報化推進室に依頼した。

第1表 適用給料表別人員，平均年齢，平均勤続年数

給料表	区 分	人 員	平均年齢	平均勤続年数
行政職給料表 (消防職員を除く。)		5,435	41.6	17.9
	うち事務職員等①	5,024	41.7	18.2
行政職給料表(消防職員)		1,696	40.3	18.1
土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表②		972	41.4	16.2
医療職給料表		33	49.8	11.1
環境業務職行政業務職給料表		1,026	47.2	21.9
看護職給料表		21	44.8	12.2
薬剤職獣医職給料表		221	39.9	14.8
高等学校教員給料表		480	47.1	21.1
幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表		144	47.2	21.9
学校事務職員給料表		28	49.6	26.4
管理用務員給料表		155	52.1	22.0
総 計		10,211	42.4	18.4

(参考)

国の行政職俸給表(一)適用相当職員(上記①②の計)		5,996	41.7	17.9
---------------------------	--	-------	------	------

第2表 適用給料表別平均給与月額

区分 給料表	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	計
行政職給料表 (消防職員を除く。)	円 334,602	円 8,346	円 5,471	円 34,905	円 7,959	円 25	円 391,308
うち事務職員等①	336,691	8,703	5,691	35,177	8,094	27	394,383
行政職給料表 (消防職員)	331,087	15,069	3,552	35,004	8,494	244	393,450
土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表②	338,212	13,464	5,454	35,732	9,046	71	401,979
医療職給料表	512,066	10,539	29,542	82,822	8,561	189,273	832,803
環境業務職 行政業務職給料表	353,727	13,457	0	36,718	9,390	0	413,292
看護職給料表	328,586	9,114	0	33,770	8,000	0	379,470
薬剤職獣医職 給料表	330,363	7,850	5,609	34,382	8,416	0	386,620
高等学校教育職員 給料表	402,136	11,002	4,813	37,615	5,124	0	460,690
幼稚園教育職員 小学校教育職員 中学校教育職員 給料表	408,665	9,410	17,640	39,214	2,438	0	477,367
学校事務職員 給料表	379,276	10,429	11,779	36,133	2,446	0	440,063
管理用務員給料表	365,361	4,768	0	37,013	7,258	0	414,400
総計	341,561	10,552	4,745	35,547	8,070	673	401,148

(参考)

国の行政職俸給表 (一)適用相当職員 (上記①②の計)	336,937	9,475	5,652	35,267	8,248	35	395,614
-----------------------------------	---------	-------	-------	--------	-------	----	---------

(注) その他とは、単身赴任手当(基礎額)及び初任給調整手当である。

第3表 適用給料表別，性別，学歴別人員構成比

性別 給料表		学歴		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	性別人員 構成比
		大学卒	短大卒						
				%	%	%	%	%	%
行政職給料表 (消防職員 を除く。)	男			78.2	2.1	18.6	1.1	100.0	58.4
	女			62.5	20.4	16.8	0.3	100.0	41.6
	計			71.7	9.7	17.9	0.8	100.0	100.0
うち事務 職員等①	男			78.7	1.4	18.8	1.1	100.0	62.6
	女			57.6	21.8	20.1	0.4	100.0	37.4
	計			70.9	9.0	19.3	0.8	100.0	100.0
行政職給料表 (消防職員)	男			53.7	—	46.3	—	100.0	96.4
	女			67.2	—	32.8	—	100.0	3.6
	計			54.2	—	45.8	—	100.0	100.0
土木技術職建 築技術職電気 技術職機械技 術職給料表②	男			81.3	6.9	11.8	—	100.0	87.6
	女			86.8	7.4	5.8	—	100.0	12.4
	計			82.0	7.0	11.0	—	100.0	100.0
医療職給料表	男			100.0	—	—	—	100.0	42.4
	女			100.0	—	—	—	100.0	57.6
	計			100.0	—	—	—	100.0	100.0
環境業務職 行政業務職 給料表	男			—	—	16.3	83.7	100.0	84.4
	女			—	—	31.3	68.8	100.0	15.6
	計			—	—	18.6	81.4	100.0	100.0
看護職給料表	男			—	100.0	—	—	100.0	9.5
	女			—	100.0	—	—	100.0	90.5
	計			—	100.0	—	—	100.0	100.0

(注) 学歴の区分は，給与決定上の学歴による。

性別 給料表		学歴		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	性別人員 構成比
		大学卒	短大卒						
薬剤職獣医職 給料表	男	%	%	100.0	—	—	—	100.0	67.0
	女	100.0	—	—	—	—	100.0	33.0	
	計	100.0	—	—	—	100.0	100.0		
高等学校教育 職員給料表	男	97.3	0.6	2.1	—	100.0	69.6		
	女	90.4	6.8	2.7	—	100.0	30.4		
	計	95.2	2.5	2.3	—	100.0	100.0		
幼稚園教育職員 小学校教育 職員中学校教 育職員給料表	男	98.6	1.4	—	—	100.0	50.0		
	女	81.9	18.1	—	—	100.0	50.0		
	計	90.3	9.7	—	—	100.0	100.0		
学校事務職員 給料表	男	73.9	13.0	8.7	4.3	100.0	82.1		
	女	60.0	—	40.0	—	100.0	17.9		
	計	71.4	10.7	14.3	3.6	100.0	100.0		
管理用務員 給料表	男	—	—	20.0	80.0	100.0	6.5		
	女	0.7	3.4	69.0	26.9	100.0	93.5		
	計	0.6	3.2	65.8	30.3	100.0	100.0		
総計	男	64.9	1.9	22.4	10.8	100.0	69.8		
	女	59.9	16.8	18.3	5.1	100.0	30.2		
	計	63.4	6.4	21.2	9.1	100.0	100.0		

(参考)

国の行政職 俸給表(一) 適用相当職員 (上記①②の計)	男	79.3	2.6	17.3	0.9	100.0	66.7
	女	59.4	21.0	19.3	0.4	100.0	33.3
	計	72.7	8.7	17.9	0.7	100.0	100.0

第4表 適用給料表別，職務の級別，号給別人員分布

1 行政職給料表（消防職員を除く。）

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1							1	
2							1	
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								1
15	1							
16	1							
17	2			3				
18								
19				6				
20	3			1				
21	1			1				
22				10				
23				1				
24	1			3				
25	3	18		3				
26	1	10		2				
27		26		2				
28	4	39	3					
29	4	15		6				
30		8		9				
31		17	3	3				
32	27	37	10	11				
33	5	9	5	3				
34	2	12	6	6				
35	96	21	10	7		1		
36	12	20	3	11		1		
37	12	20	8	3				
38	5	15	5	18				
39	18	13	9	10				
40	78	51	1	3				
41	44	34		9		1		
42	17	15	2	15		2		
43	18	30	3	14		2		
44	88	44	5	3		2		
45	36	35	6	16		4		
46	25	21	1	14	1	4		1
47	14	42	6	15	2	5		1
48	87	21	7	8	1	5		
49	44	19	6	19	3	6		
50	23	28	6	8	7	5		
51	27	12	3	15	4	9	1	2
52	65	16	18	23	2	8		2

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
53	22	21	9	17	4	5	3	1
54	10	16	5	21	4	9	2	3
55	7	19	5	10	5	11	3	5
56	13	37	7	26	3	15	3	1
57	10	27	10	12	1	13	5	2
58	5	12	10	9	5	14		5
59	5	16	20	12	5	19	4	1
60	3	32	17	14	3	17	7	5
61	4	24	22	9	3	26	7	2
62	1	17	18	10	6	16	4	3
63		16	15	13	3	10	2	2
64	3	25	6	5	5	13	6	2
65	1	5	12	13	4	11	8	1
66	3	24	15	12	9	14	3	2
67	5	12	12	9	4	10	5	1
68		10	6	6	1	12	6	2
69	2	11	14	7	4	14	6	
70		4	20	7	5	8	7	
71	1	11	14	11	8	10	4	1
72	1	9	21	11		8	5	
73	1	1	9	8	4	11	6	
74	3	16	10	8	2	5	4	
75	2	1	13	10	10	7	1	2
76		7	7	8	4	9	2	
77		1	20	14	10	9	1	1
78		13	18	7	5	7	6	
79		2	27	4	3	7		
80		2	37	15	3	4	2	
81	1	1	27	16	4	3		
82		3	35	9	2	9	2	
83			16	9	3	4		
84		1	20	6	1	4		
85			20	10	8	2	1	
86	1		25	9	4	5	2	
87	1		20	8	3	8		
88			15	9	1	1		
89			13	13	1	3	2	
90			13	6	1	4		
91			13	10	3	5		
92			19	12	3	2		
93			16	10	1	1		
94			23	6	1	3		
95			12	10	1	1		
96			29	15		4		
97	1		21	7		33		
98			27	5	1			
99			16	12	1			
100			27	12				
101			23	15	2			
102			10	6	1			
103			13	7	1			
104			15	12	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
105			22	8	13			
106			14	17				
107			2	10				
108			6	5				
109			8	5				
110			13	5				
111			14	2				
112			27	3				
113			22	7				
114			10	6				
115			11	7				
116			4	1				
117			14	12				
118			7					
119			15					
120			7					
121			9					
122			14					
123			12					
124			13					
125			13					
126			14					
127			13					
128			12					
129			18					
130			15					
131			16					
132			9					
133			15					
134			10					
135			12					
136			5					
137		2	22					
138			13					
139			4					
140			12					
141			5					
142			17					
143			21					
144			2					
145			12					
146			4					
147			18					
148			3					
149			254					
人員計	人 870	人 1,046	人 1,776	人 911	人 200	人 461	人 122	人 49
平均給 料月額	円 199,857	円 264,769	円 361,074	円 381,761	円 413,738	円 451,807	円 498,087	円 548,763
平均 年齢	歳 25.3	歳 33.3	歳 47.5	歳 45.2	歳 50.4	歳 52.1	歳 54.0	歳 56.9

総人員	人 5,435	総平均	円 334,602	歳 41.6
-----	------------	-----	--------------	-----------

2 行政職給料表（事務職員等）

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
1		人	人	人	人	人	人	人	人
2								1	
3								1	
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									1
14									
15		1							
16		1							
17		2			3				
18									
19					6				
20		3			1				
21		1			1				
22					10				
23					1				
24		1			3				
25		3	18		3				
26		1	8		2				
27			13		2				
28		4	39	3					
29		4	15		6				
30			8		9				
31			15	3	3				
32		27	37	10	11				
33		5	7	5	3				
34		2	11	6	6				
35		76	15	10	7				
36		11	20	3	11		1		
37		11	18	8	3				
38		5	14	5	18				
39		6	8	9	10				
40		78	51	1	3				
41		42	34		8		1		
42		15	15	2	14		2		
43		5	28	3	14		2		
44		88	39	5	3		2		
45		34	31	6	16		4		
46		24	19	1	13	1	4		1
47		8	41	6	14	2	5		1
48		86	18	7	7	1	5		
49		42	14	6	18	3	6		
50		20	27	5	8	7	4		
51		13	12	3	14	4	9	1	2
52		64	16	17	23	2	8		2

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53	17	19	9	16	4	5	3	1
54	7	16	5	19	4	7	2	3
55	2	13	5	10	5	10	1	5
56	12	35	7	26	3	14	3	1
57	8	27	10	12	1	12	5	2
58	3	11	10	9	5	14		5
59	3	13	19	11	4	18	4	1
60	3	31	16	14	3	16	7	5
61	3	23	19	8	2	25	7	2
62	1	17	16	7	5	13	4	3
63		15	12	10	3	10	2	2
64	3	24	6	5	5	11	6	2
65		5	10	12	4	9	8	1
66	3	24	14	10	9	12	3	2
67	2	10	11	8	4	10	5	1
68		7	5	4	1	11	6	2
69	1	11	13	6	4	14	6	
70		4	20	7	5	7	7	
71	1	9	14	10	7	8	4	1
72		4	20	10		8	5	
73	1	1	6	7	4	11	6	
74	2	15	10	6		5	4	
75	2	1	12	10	8	7	1	2
76		4	7	7	4	9	2	
77			20	14	10	9	1	1
78		12	16	7	5	7	6	
79		2	26	4	3	7		
80		2	34	15	3	4	2	
81	1	1	25	12	3	3		
82		3	33	9	2	9	2	
83			14	8	3	4		
84		1	20	5	1	4		
85			20	9	8	2	1	
86			24	7	4	5	2	
87	1		19	8	3	8		
88			14	8	1	1		
89			12	12	1	3	2	
90			13	5	1	4		
91			12	9	3	5		
92			17	12	3	2		
93			12	8	1	1		
94			22	6	1	3		
95			11	7	1	1		
96			27	15		4		
97			19	7		33		
98			26	5	1			
99			13	10	1			
100			26	12				
101			20	13	2			
102			10	5	1			
103			13	6	1			
104			14	11	1			

給 号	1	2	3	4	5	6	7	8
105	人	人	人	人	人	人	人	人
106			19	7	13			
107			12	14				
108			2	9				
109			5	5				
110			7	5				
111			13	5				
112			14	2				
113			23	2				
114			21	7				
115			9	5				
116			11	7				
117			4	1				
118			14	12				
119			7					
120			15					
121			7					
122			8					
123			14					
124			11					
125			13					
126			12					
127			13					
128			12					
129			12					
130			17					
131			15					
132			14					
133			8					
134			13					
135			9					
136			12					
137		2	5					
138			22					
139			12					
140			3					
141			12					
142			5					
143			15					
144			21					
145			2					
146			12					
147			4					
148			16					
149			3					
人員計	人 759	人 953	人 1,666	人 848	人 191	人 438	人 120	人 49
平均給 料月額	円 199,190	円 264,852	円 360,847	円 380,921	円 413,775	円 452,143	円 498,280	円 548,763
平均 年齢	歳 25.3	歳 33.3	歳 47.4	歳 44.9	歳 50.4	歳 52.1	歳 54.0	歳 56.9

総人員	人 5,024	総平均	円 336,691	歳 41.7
-----	------------	-----	--------------	-----------

3 行政職給料表（消防職員）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18		5						
19								
20								
21	12							
22	3	9					1	
23	1	3						
24								
25		1						
26	7	5						
27	6	4						
28	1							
29		4						
30	9	10						
31	6	3	1					
32	3	2	1					
33		13	3					
34	9	3	1					
35	11	5						
36	2	6	1					
37		12	5					
38	12	2						
39	5	8	1					
40	18	2	3					
41	2	12	7					
42	5	7	1	1				
43	6	3	4	1				
44	1	3	2	2				
45	15	17	5	3				
46	2	10	4					
47	2	4	2	2		1		
48	6	4	1	2				
49	24	26	2	2		1		
50	6	4	3	1		1		
51	3	16	10	5		1		
52	4	6	3			1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53	28	22	7	1		1	1	
54	6	9	3		1	3		
55	5	17	3	3	2	2	1	1
56	1	8	4			7	1	1
57	12	10	4	4	1	3		
58	6	9	3	1	2	6	1	1
59	3	16	9	4	1	2		
60	3	5	4	5	4	3	2	
61	4	3	4	1	1	4		
62		1	8	3	2	5	2	
63		2	4	2	1	5	2	
64	1	2	15		2	5		
65		7	6	3	3	5	2	
66		3	6			3	2	
67		5	9			6	1	
68	2	4	3		3	3		
69			10	1	2	5		
70	1	2	7	2	1	4		
71		3	6			2		
72		3	9	3	1			
73		6	13	4		3	1	
74			3	2	1	4		
75	1	3	11	2		3	1	
76			7	1	2	1		
77			12		1	4	1	
78		1	5	1	1			
79		2	3	1	1	2		
80		1	5	1		3		
81		1	5			2	1	
82		1	6	1	3			
83			3	1	5	2		
84			6	1	3			
85			8		8	1		
86			3	3	4			
87			7	3	4			
88			10	1	2			
89			13	4	4	1		
90			7	3	7	1		
91			10	3		1		
92			9	1	5			
93			10	3	3			
94			8	2	1			
95			5	2				
96			5	2				
97			5	3	1			
98			3	1	2			
99				3				
100			1	2				
101			3	4				
102			1	2				
103			5	13				
104			4	2				

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
105		人	人	人	人	人	人	人	人
106				5	4	1			
107				2	2				
108				1	3				
109				2					
110				4	5				
111				3	2				
112				2	4				
113				4					
114				2	2				
115				2	1				
116				4	1				
117				3	1				
118				4	13				
119				5					
120				4					
121				4					
122				3					
123				3					
124				2					
125				2					
126									
127				1					
128									
129				1					
130				3					
131				4					
132				9					
133				5					
134				1					
135				3					
136				1					
137				5					
138				1					
139									
140				2					
141									
142				9					
143				7					
144				4					
145				10					
146				2					
147				7					
148				1					
149				192					
人員計		人 254	人 355	人 709	人 162	人 86	人 107	人 20	人 3
平均給 料月額		円 197,746	円 264,823	円 362,415	円 398,248	円 419,421	円 450,794	円 493,545	円 546,100
平均 年齢		歳 24.0	歳 30.2	歳 45.4	歳 47.8	歳 52.0	歳 54.7	歳 55.7	歳 57.3

総人員	人 1,696	総平均	円 331,087	歳 40.3
-----	------------	-----	--------------	-----------

4 土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6	2							
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15	1							
16								
17	1							
18								
19								
20								
21	1						1	
22								
23								
24								
25								
26	11							
27		1						
28								
29	2	4						
30		4		4				
31	14	10						
32	3		1	1				
33	3	12		2				
34	2	4		3				
35	5	7	1	2				
36	1	3		1				
37	6	9		2				
38	4	5		2				
39	11	3	1	1				
40	1	4						
41	3	8	3	2		1		
42	3	1		4				
43	11	13	4	4				
44	4	4		4				
45	4	7	1	4				
46	3	4		7		1		
47	3	9		3		3		
48	2	5	2	5		4		
49	2	7	3	2		4		
50		4		4				
51	1	14	1	5		1		
52		4		4		3	2	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53	人	人	人	人	人	人	人	人
54		7	2	8	1	2		1
55		1	1	3	1	3		1
56		4	3	2	3	3	1	
57		2	1	4		2	2	
58		6	4	1		1		
59		5	5	4	1	2	1	
60	1	6	4	4		2	1	
61		4	8	4		2	1	
62		7	5	2	4	2	2	
63		1	2	2	1	3	1	
64		1	1	2	2	1	3	
65		4	5	5	2	1		
66		4	1	2	2	3	1	1
67		1		2	3	3	1	
68		2	1	3		5	1	
69		2		4		1		
70		3		1	1	4	1	
71		4		5		3	1	
72		5	1	2	1	2	1	
73		2		6				
74		5	1	3		2		
75		2	2	6				
76		7	4	1		3		
77		4	1	4		4		
78		3	2	3	1	2		
79		1	1		1	3		
80		2	7	2	1			
81		4	4			1		
82		4	3	3	1	3		
83		4	1	1		3		
84		4	2	2	1	1		
85	1	3	3	3	2	1		
86			1	1				
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
105	人	人	人	人	人	人	人	人	人
106				2	3	1			
107				2	2				
108				9	3				
109				1	1				
110					1				
111				1	1				
112				3	1				
113				1					
114				2					
115					1				
116									
117					14				
118				2					
119				1					
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127				1					
128									
129									
130				1					
131									
132				1					
133				2					
134				1					
135									
136				1					
137									
138				2					
139				2					
140									
141									
142									
143									
144				2					
145									
146									
147									
148									
149				65					
人員計	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	106	265	237	212	38	90	21	3	
平均給 料月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	206,424	271,113	361,974	382,738	414,323	449,128	490,548	540,200	
平均 年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	25.6	34.1	47.1	44.5	50.4	51.9	56.3	58.0	

総人員	人	総平均	円	歳
	972		338,212	41.4

5 医療職給料表

級		1	2	3	4	級		1	2	3	4
号給		人	人	人	人	号給		人	人	人	人
1						53				2	1
2						54					
3						55					
4						56				1	
5						57					
6						58					1
7						59				1	
8						60					
9						61					1
10						62					
11						63					
12						64					1
13						65				1	5
14						66					
15						67					
16						68					
17						69					
18						70					
19						71					
20						72					
21						73					
22			1			74					
23						75					
24						76					
25						77					
26						78					
27						79					
28						80					
29						81					
30						82					
31						83					
32						84					
33						85					
34						86					
35						87					
36			1			88					
37						89					
38						90					
39						91					
40					1	92					
41						93					
42	1				1	94					
43					1	95					
44		2		1		96					
45				1		97					
46					1	人員計	人	人	人	人	
47							1	7	10	15	
48		1		1	1	平均給	円	円	円	円	
49		1				料月額	367,400	433,500	503,620	564,004	
50		1				平均	歳	歳	歳	歳	
51						年齢	34.0	40.1	47.2	57.0	
52					1						

総人員	33	総平均	512,066	49.8
-----	----	-----	---------	------

6 環境業務職行政業務職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19	1					
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33	1					
34				1		
35	3					
36	2					
37	1	1				
38	1			1		
39						
40		2				
41		2				
42						
43		1				
44						
45	1	1				
46						
47						
48						

給号	級	1	2	3	4	5	6
49		人	人	人	人	人	人
50			1				
51			3		2		
52			2		2		
53			1	2			
54			2	1	1		
55			4		4	1	
56				3			
57			5	2	2		
58	1		6	3	2		
59		1		3	2		
60		2	6	4	1		
61			4	3	3		
62	1		2	5	1		
63			8	5	2		
64			3	4	3		
65			4	5	1		
66			8	10	3		
67			3	10	2		
68			3	4		1	
69			3	5	1	2	
70			4	12	1		2
71			6	10	3	1	
72			7	8	1	2	
73			4	9	2	2	
74			2	8	9		
75			2	7	3		
76			4	10	1	1	1
77			4	8	1	1	
78			2	12	4	3	
79			2	14	1	1	1
80			2	23	1	1	
81			5	17	1	1	
82			3	18	2		
83			2	19	3		
84			1	25	6		1
85			2	8	3	1	
86			1	17	3	3	
87				8	2	1	
88				21	3	6	
89				6	2	1	
90			1	10	2	3	
91				4	3	2	
92				8	3		
93				8	1	1	
94			1	3	2	1	
95				7	2	2	
96				13	2	3	
				9	2	2	

給号	級	1	2	3	4	5	6
97	人		人	人	人	人	人
98				7		5	
99				13	2	3	
100				13	1		
101				9	1	1	
102				8	2	2	
103				4		2	
104			1	4	1	1	
105				5	1	3	
106				7	1	2	
107				8		4	
108				5		3	
109				7		1	
110				6	2	2	
111				5	1		
112				6		1	
113				5			
114		1		3		2	
115				2		1	
116				8	1		
117				5		8	
118				3	1		
119				5			
120				6	1		
121				2	1		
122				1			
123				3			
124							
125				3			
126				2			
127				1			
128				1			
129							
130				1			
131				1			
132				1			
133							
134				3			
135				3			
136				4			
137				109			
人員計	人	人	人	人	人	人	人
	15	132	670	119	85	5	
平均給料月額	円	円	円	円	円	円	円
	197,773	293,029	357,465	379,848	405,792	416,400	
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	27.2	38.3	48.5	48.2	53.1	52.2	

総人員	人	総平均	円	歳
	1,026		353,727	47.2

7 看護職給料表

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
1		人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34			1					
35								
36								
37			1					
38								
39			1					
40								
41								
42								
43			1					
44								
45								
46								
47			1					
48								
49								
50								
51								
52								

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
53		人	人	人	人	人	人	人
54				1				
55								
56			1					
57			1					
58								
59								
60								
61								
62			1					
63			1					
64								
65								
66								
67								
68		1		1				
69								
70		1						
71			1					
72								
73								
74								
75								
76				1				
77								
78				1				
79				1				
80								
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103					1			
104								

給 号	級 1	2	3	4	5	6	7
105	人	人	人	人	人	人	人
106			1				
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113			1				
114							
115			1				
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
人員計	人 2	人 10	人 8	人 1	人 -	人 -	人 -
平均給 料月額	円 268,400	円 306,760	円 360,113	円 415,000	円 -	円 -	円 -
平均 年齢	歳 40.0	歳 44.7	歳 45.1	歳 52.0	歳 -	歳 -	歳 -

総人員	人 21	総平均	円 328,586	歳 44.8
-----	---------	-----	--------------	-----------

8 薬剤職獣医職給料表

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
1		人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10		2						
11								
12		1						
13								
14								
15								
16								
17		5						
18		2						
19		3						
20								
21		3						
22		1						
23		1	2					
24			1					
25			4					
26			1					
27			2					
28			2					
29			4					
30								
31			1					
32								
33			1					
34			2					
35								
36			4					
37			2					
38		1	2					
39			1					
40								
41			3		1			
42			2		1			
43			6					
44			1					
45			2					
46			2					
47			3		1		1	
48								

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
49	人							
50			6		1			
51			1		2		1	
52			1					1
53			2		1			
54							1	
55			4					
56					1			1
57					4		1	1
58			5		1	1	2	
59			2			1	2	
60			4	1	3	1		
61			1	1		1		
62			4	3	1	2	3	
63			2		1		2	
64			2	1	1		1	
65					2		2	
66			6	2			1	
67			2		1		1	
68			1		3		1	
69				1				
70			2				1	
71					1			
72							2	
73				1	2			
74								
75					2			
76				1			1	
77				1				
78				2				
79								
80					6			
81				1	1			
82								
83								
84				2		1		
85								
86				1	1			
87						1		
88								
89					1	1		
90				1			1	
91								
92								
93					1			
94				2				
95								
96								

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
97		人	人	人	人	人	人	人
98					1			
99								
100								
101								
102				1				
103								
104				1				
105								
106								
107								
108								
109					1			
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117					3			
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124				1				
125				1				
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141				3				
人員計		人 19	人 93	人 28	人 45	人 9	人 24	人 3
平均給料月額		円 210,111	円 276,358	円 356,585	円 387,584	円 411,878	円 446,892	円 486,267
平均年齢		歳 26.7	歳 32.8	歳 44.3	歳 46.0	歳 50.3	歳 55.0	歳 58.3
総人員		人 221	総平均	円 330,363	歳 39.9			

9 高等学校教育職員給料表

給 級						給 級					
号	1	2	特2	3	4	号	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						49		3			5
2						50		2			
3						51		2			
4						52		4			
5						53		2			
6						54		2			
7						55		2			
8						56		4			
9						57		3			
10						58		2			
11						59		3			
12		1				60		2			
13						61		3		1	
14		1				62		2			
15		1				63	1	1		1	
16		1				64		4		1	
17		1				65		5			
18		1				66				1	
19						67		2			
20		4				68		3			
21						69				2	
22		3				70		2			
23						71	1	1	1	2	
24		1				72		3			
25		1				73		3		3	
26		2				74		1			
27						75		4			
28		4				76		1		1	
29		2				77		4			
30		3				78		2		2	
31		2			1	79		2	1	1	
32		1				80					
33		1			2	81		2			
34		7				82		1		1	
35		1				83		2		2	
36		3			1	84					
37		3			1	85					
38		4				86		3			
39		1			2	87	1	3			
40						88		2			
41		1				89		5		1	
42		5			2	90		3			
43						91	1	1	1		
44					1	92		3			
45		4				93		1			
46					4	94		1	2		
47		3				95		2			
48		1				96		3			

級 号給						級 号給					
	1	2	特2	3	4		1	2	特2	3	4
97	人	人	人	人	人	125	人	人	人	人	人
98	1	2				126		9			
99		2	1			127		10			
100		5				128		2			
101			2			129		10			
102		2				130		7			
103	1	4				131		9			
104		2				132		9			
105		3				133		8			
106		3				134		6			
107		3				135		11			
108		4				136		10			
109		4				137	1	6			
110	1	2				138		6			
111		4				139		2			
112		2				140		5			
113						141		4			
114	1	3				142		5			
115		9				143		3			
116		7				144		3			
117		4				145		2			
118		7				146					
119		9				147					
120		9				148					
121		5				149					
122		9				150					
123		6				151					
124		10				152					
						153	1				
						人員計	人	人	人	人	人
							10	424	8	19	19
						平均給	円	円	円	円	円
						料月額	318,167	396,347	449,865	467,716	489,842
						平均	歳	歳	歳	歳	歳
						年齢	42.6	46.4	51.4	53.9	56.7

総人員	人	総平均	円	歳
	480		402,136	47.1

10 幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表

級		給					級		給				
号	1	2	特2	3	4	号	1	2	特2	3	4		
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人		
1						49		1			10		
2						50							
3						51		1					
4						52		1					
5						53							
6						54							
7						55							
8						56							
9						57		2					
10						58							
11						59		2					
12						60							
13						61		1					
14						62							
15						63							
16						64							
17						65							
18						66							
19						67							
20		1				68							
21						69		2					
22						70							
23						71		3		1			
24		1				72		1		1			
25						73		1					
26						74							
27						75		1					
28		1				76		1		1			
29		1				77		2		1			
30						78		2		1			
31						79							
32					1	80				1			
33						81				1			
34						82		4					
35						83							
36						84		1		1			
37						85							
38					1	86				2			
39						87				1			
40					1	88		2		1			
41					1	89		1					
42					1	90				3			
43					1	91				3			
44						92				1			
45					1	93							
46					4	94		2					
47		1				95							
48		2			4	96		1		2			

級 号給	1	2	特2	3	4	級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
97				2		125		1			
98						126		1			
99		1				127		2			
100						128					
101				1		129					
102		3				130		3			
103						131		1			
104				1		132		4			
105		1		4		133		1			
106		1				134		1			
107						135		1			
108		2				136					
109		1				137					
110						138		1			
111						139					
112						140					
113		2				141					
114		1				142					
115		1				143		1			
116						144					
117		2				145		1			
118		2				146		1			
119						147					
120		1				148		2			
121		4				149		3			
122						150					
123		1				151					
124						152					
						153					
						154		1			
						155					
						156		2			
						157		1			
						人員計	人	人	人	人	人
							-	90	-	29	25
						平均給	円	円	円	円	円
						料月額	-	380,946	-	441,799	470,018
						平均	歳	歳	歳	歳	歳
						年齢	-	43.0	-	52.8	55.7

総人員	144	人	総平均	408,665	円	47.2	歳
-----	-----	---	-----	---------	---	------	---

11 学校事務職員給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8		1								
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29			1							
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										
41										
42										
43										
44										
45										
46			1							
47										
48										

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
49	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
50										
51				1						
52										
53										
54										
55				1						
56										
57				1						
58										
59										
60										
61										
62										
63										
64				1						
65										
66										
67										
68										
69										
70						1				
71										
72										
73			1							
74										
75										
76						1				
77										
78				2						
79										
80										
81						4				
82										
83				1						
84				1						
85				1						
86					1					
87										
88										
89					3					
90			1							
91				1						
92										
93										
94										
95										
96										

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
97	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
98				1						
99										
100										
101				2						
102										
103										
104										
105										
106										
107										
108										
109										
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
人員計	人 -	人 1	人 4	人 13	人 4	人 6	人 -	人 -	人 -	人 -
平均給 料月額	円 -	円 201,100	円 317,825	円 382,975	円 404,044	円 425,414	円 -	円 -	円 -	円 -
平均 年齢	歳 -	歳 26.0	歳 42.5	歳 50.6	歳 56.0	歳 51.8	歳 -	歳 -	歳 -	歳 -

総人員	人 28	総平均	円 379,276	歳 49.6
-----	---------	-----	--------------	-----------

12 管理用務員給料表

級				級			
号給	1	2	3	号給	1	2	3
	人	人	人		人	人	人
1				49			
2				50			
3				51			
4				52			
5				53		1	
6				54		1	
7				55			
8				56			
9				57			
10				58			
11				59		3	
12				60		1	
13				61			
14				62			
15				63		1	
16				64		1	
17				65		1	
18				66		2	
19				67		1	
20				68		2	
21				69			1
22				70		2	2
23				71			1
24				72		2	5
25				73		4	5
26				74		1	2
27				75		1	1
28				76		2	6
29				77			
30				78		3	2
31				79		2	2
32				80			
33				81			1
34				82		4	
35				83		7	1
36				84		3	
37				85		3	2
38				86		3	2
39				87		4	1
40				88		2	1
41				89		4	2
42				90		5	3
43				91		2	3
44				92		1	
45				93		1	
46				94		5	1
47				95			1
48				96		3	

給 号	級	1	2	3
97		人	人	人
98			1	2
99			2	1
100			4	
			7	
101				2
102			1	2
103				1
104			1	
105				1
106				
107				
108				1
109				6
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
人員計		人	人	人
		-	94	61
平均給 料月額		円	円	円
		-	347,891	392,282
平均 年齢		歳	歳	歳
		-	48.6	57.4

総人員	人	総平均	円	歳
	155		365,361	52.1

## 第5表 職員の扶養手当の支給状況

### その1 扶養手当の支給職員数等

支給されている職員	扶養手当の対象となる扶養親族数				
	配偶者	(1)扶養親族でない配偶者が ある場合のその他の扶養親族 (1人のみ)	(2)配偶者が ない場合のその他の扶養親族 (1人のみ)	(3)その他の扶養親族	(1)~(3)のうち 特定の期間にある子
	13,900円	6,900円	11,600円	6,400円	1人につき 5,000円加算
5,312 人	3,206 人	1,707 人	353 人	5,641 人	2,287 人

- (注)1 表中の金額は京都市職員給与条例が適用される場合の手当月額である。  
 2 特定の期間にある子とは、15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。  
 3 総人員1人当たりの平均扶養親族数は、1.1人である。  
 4 受給者1人当たりの平均手当月額は、20,285円である。

### その2 扶養親族数別職員数

1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	計
人	人	人	人	人	人	人	人
1,978	1,592	1,306	366	62	5	3	5,312

第6表 職員の住居手当の支給状況

区 分	人 員
受 給 者	7,726
うち 10,500円 受給者	7,273
うち 9,500円 受給者	320
うち 京都市教職員の給与等に関する条例が適用される受給者等	133
非 受 給 者	2,485
総 計	10,211

(注) 受給者1人当たりの平均手当月額は、10,666円である。

第7表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	人 員
受 給 者	9,553
交通機関利用者	5,707
交通用具使用者	2,921
上記併用者	925
非 受 給 者	658
総 計	10,211

(注) 受給者1人当たりの平均手当月額は、12,056円である。



## 2 民間給与関係

## 平成 27 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった平成27年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成27年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### 2 調査機関

本委員会、人事院、京都府人事委員会等

### 3 調査の範囲

#### (1) 調査対象事業所

平成27年4月分最終給与締切日現在において、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の市内の民間事業所のうち、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業(中分類の郵便局に分類されるものを除く。)、サービス業(中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)に分類された604事業所

#### (2) 調査対象職種

76職種(うち初任給関係職種18職種)

### 4 調査対象の抽出

#### (1) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を産業、規模等によって15層に層化し、所定の抽出率を用いて、これらの層から169事業所を無作為に抽出し、調査対象外と判明した1事業所を除く168事業所に対して実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第8表のとおりである。

#### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査対象職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員、役員等は、全て除外した。

#### (3) 調査実人員

8,373人(初任給関係職種718人を含む。)

そのうち、事務・技術関係職種の調査実人員は、7,353人である。

なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、50,296人であり、うち事務・技術関係職種は、35,531人である。

## 5 集 計

- (1) 平均、構成割合等の算出に際しては、抽出率の逆数を乗じることにより母集団に復元した。
- (2) 集計のうち、初任給調査票及び個人票によるものは、京都市総合企画局情報化推進室に依頼した。

**第8表 産業別、企業規模別調査事業所数**

(単位 事業所)

企業規模 産 業	規模計	3,000人 以上	1,000～ 2,999人	500～ 999人	300～ 499人	200～ 299人	100～ 199人	50～ 99人
産 業 計	150	21	26	17	16	16	32	22
建 設 業	6	2	0	1	0	0	0	3
製 造 業	60	6	13	4	9	6	16	6
卸 売 ・ 小 売 業	14	0	1	4	2	2	3	2
金 融 ・ 保 険 業 及 び 不 動 産 業	11	8	3	0	0	0	0	0
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 及 び 運 輸 業	28	3	3	4	2	5	5	6
医 療 , 福 祉 , 教 育 , 学 習 支 援 業 及 び サ ー ビ ス 業	31	2	6	4	3	3	8	5

(注) 上記のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1事業所、調査不能の事業所が18事業所あった。

**第9表 民間における初任給の状況**

その1 企業規模別、学歴別初任給月額 (事務・技術関係職種)

(単位 円)

企業規模 学 歴	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
大 学 卒	207,893	213,016	198,945	202,705
短 大 卒	169,754	177,297	168,774	161,325
高 校 卒	158,164	154,620	157,257	174,350

(注) きまって支給する給与から時間外手当、扶養(家族)手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除いたものである。

その2 初任給の改定状況 (事務・技術関係職種)

(単位 %)

項目 学 歴	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	39.6	29.5	70.5	0.0	60.4
高 校 卒	12.5	37.5	62.5	0.0	87.5

(注) 初任給の改定状況は、採用がある事業所を100とした場合の割合である。

第10表 職種別、企業規模別、学歴別民間給与額等

その1 企業規模 計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均給与額			備 考	対 応 級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)			
事 務 関 係 職 種	支 店 長	11	51.1	809,509	0	809,509	構成員50人以上の支店(社)の長	本表その2、その3及びその4の対応級欄を参照
	大 学 卒	10	51.6	846,424	0	846,424		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	257	51.2	708,456	2,048	706,408	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職	同上
	大 学 卒	224	51.6	723,697	1,922	721,775		
	短 大 卒	8	49.7	615,955	0	615,955		
	高 校 卒	25	47.8	606,838	4,073	602,765		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 次 長	171	51.4	690,497	2,861	687,636	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
	大 学 卒	149	51.4	706,349	3,141	703,208		
	短 大 卒	7	51.8	565,987	0	565,987		
	高 校 卒	15	51.1	594,972	1,626	593,346		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 課 長	600	47.6	612,446	15,119	597,327	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上
	大 学 卒	485	47.5	625,320	16,299	609,021		
	短 大 卒	29	46.8	539,913	14,295	525,618		
	高 校 卒	86	48.9	567,034	8,852	558,182		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長 代 理	290	44.6	614,451	57,802	556,649	上記課長に事故等のあるときの職務代行者等 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	同上	
大 学 卒	224	43.8	620,179	59,735	560,444			
短 大 卒	19	45.6	585,153	44,260	540,893			
高 校 卒	47	49.2	592,022	51,753	540,269			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 係 長	573	43.7	472,174	50,874	421,300	係の長及び係長級専門職	同上	
大 学 卒	380	41.7	467,076	48,668	418,408			
短 大 卒	41	44.2	451,167	60,474	390,693			
高 校 卒	152	48.3	490,788	53,285	437,503			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 主 任	506	38.8	394,494	53,655	340,839	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者等 中間職(係長-係員間)	同上	
大 学 卒	329	36.3	389,379	50,759	338,620			
短 大 卒	70	41.2	379,145	51,019	328,126			
高 校 卒	104	45.0	424,053	66,394	357,659			
中 学 卒	3	54.2	425,454	29,904	395,550			
事 務 係 員	2,182	32.4	330,355	36,649	293,706		同上	
大 学 卒	1,506	30.5	329,649	36,712	292,937			
短 大 卒	239	33.7	304,180	30,230	273,950			
高 校 卒	430	38.3	348,526	40,325	308,201			
中 学 卒	7	47.9	266,013	14,838	251,175			

(注)1 「-」は、該当人員がない場合である(以下同じ。)

2 「\*」は、調査実人員が1人の場合である(以下同じ。)

3 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職職能資格又は給与上等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう(以下その2からその4において同じ。。「課長-係長間」及び「係長-係員間」の中間職においても同様。)

企業規模 計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
工 場	長	3	54.0	839,582	0	839,582	構成員50人以上の工場の長	本表その2, その3及びその4の対応級欄を参照
	大学卒	2	54.0	730,201	0	730,201		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	長	75	49.1	641,903	20,204	621,699	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職	同上
	大学卒	59	48.8	640,669	20,440	620,229		
	短大卒	9	50.9	672,536	25,735	646,801		
	高校卒	7	49.0	607,914	10,594	597,320		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	次長	34	48.3	637,851	676	637,175	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
	大学卒	26	49.1	670,945	918	670,027		
	短大卒	3	42.7	551,103	0	551,103		
	高校卒	5	48.3	541,935	0	541,935		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技 術 課 長	長	210	47.8	621,180	43,097	578,083	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上
	大学卒	177	47.3	635,207	49,069	586,138		
	短大卒	8	46.9	580,508	27,371	553,137		
	高校卒	25	51.3	544,998	10,116	534,882		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技 術 課 長 代 理	代理	62	42.9	509,160	64,688	444,472	上記課長に事故等のあるときの職務代行者等 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	同上
	大学卒	52	42.4	508,064	66,403	441,661		
	短大卒	6	44.4	540,932	69,705	471,227		
	高校卒	4	46.4	469,943	32,845	437,098		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技 術 係 長	長	277	42.9	521,010	57,196	463,814	係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	183	41.7	538,082	65,599	472,483		
	短大卒	34	43.3	470,335	29,194	441,141		
	高校卒	58	47.3	494,699	44,619	450,080		
	中学卒	2	45.5	295,904	0	295,904		
技 術 主 任	主任	366	37.7	467,292	71,487	395,805	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者等 中間職（係長－係員間）	同上
	大学卒	283	37.2	467,982	69,410	398,572		
	短大卒	31	36.2	452,928	77,373	375,555		
	高校卒	52	42.8	472,037	84,873	387,164		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技 術 係 員	員	1,075	34.7	404,676	74,416	330,260		同上
	大学卒	746	33.7	406,193	73,988	332,205		
	短大卒	117	34.2	382,160	75,909	306,251		
	高校卒	209	39.3	413,840	75,787	338,053		
	中学卒	3	43.0	214,757	22,324	192,433		

企業規模 計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均給与額			備 考
				きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
技能・ 職 務	電話交換手	2	58.0	349,951	17,651	332,300	外国語の電話交換手及び見習を除く。 業務契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している自家用乗用自動車運転手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	24	49.7	346,611	61,251	285,360	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	4	49.6	300,887	50,043	250,844	
研究 関係 職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長
	研究部(課)長	19	52.7	623,475	535	622,940	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	7	47.8	518,179	12,563	505,616	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	45	38.4	455,012	4,476	450,536	下記研究員より上位の者
	研究員	114	31.4	351,676	31,222	320,454	
	研究補助員	-	-	-	-	-	
医療 関係 職種	病院長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	2	54.5	1,514,960	269,875	1,245,085	上記院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	19	53.8	1,494,611	334,561	1,160,050	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	28	44.2	1,216,750	307,820	908,930	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	4	54.8	597,101	95,734	501,367	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	23	34.7	351,599	64,877	286,722	
	診療放射線技師	52	38.8	376,050	49,749	326,301	
	臨床検査技師	61	40.0	351,986	34,042	317,944	
	栄養士	22	34.8	290,368	29,512	260,856	
	理学療法士	57	30.6	284,074	26,469	257,605	
	作業療法士	32	34.2	306,204	31,056	275,148	
		総看護師長	6	57.3	554,435	8,567	545,868
	看護師長	58	45.9	439,724	53,360	386,364	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	159	32.2	344,830	79,699	265,131	
	准看護師	56	44.0	316,888	54,969	261,919	
教育 関係 職種	学長・副学長・学部長	-	-	-	-	-	
	大学教授	52	53.6	873,455	22,394	851,061	
	大学准教授	30	41.7	682,366	18,450	663,916	
	大学講師	-	-	-	-	-	
	大学助教	-	-	-	-	-	
	高等学校校長	*	*	*	*	*	
	高等学校教頭	6	57.2	701,973	11,850	690,123	
	高等学校教諭	79	43.8	517,248	22,488	494,760	

その2 企業規模 500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考	対 応 級	
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								円
事 務 関 係 職 種	支 店 長	10	50.9	817,858	0	817,858	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 ( 社 ) の 長	8 級
	大 学 卒	9	51.5	860,134	0	860,134		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	198	51.3	736,499	1,237	735,262	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職	同 上
	大 学 卒	182	51.6	742,894	1,247	741,647		
	短 大 卒	3	46.2	655,625	0	655,625		
	高 校 卒	13	47.7	656,159	1,497	654,662		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 次 長	128	51.2	701,120	4,277	696,843	上 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 ( 部 長 - 課 長 間 )	7 級
	大 学 卒	113	51.3	709,343	4,598	704,745		
短 大 卒	3	44.4	666,233	0	666,233			
高 校 卒	12	51.7	627,624	2,168	625,456			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長	455	47.5	634,840	7,504	627,336	2 係 以 上 又 は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 課 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 及 び 課 長 級 専 門 職	6 級	
大 学 卒	394	47.2	646,916	19,166	627,750			
短 大 卒	12	44.5	620,622	56,251	564,371			
高 校 卒	49	49.6	634,840	7,504	627,336			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長 代 理	255	43.9	606,639	67,574	539,065	上 記 課 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 等 職 能 資 格 等 が 上 記 課 長 代 理 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 長 代 理 及 び 課 長 代 理 級 専 門 職 中 間 職 ( 課 長 - 係 長 間 )	5 級	
大 学 卒	197	43.0	608,485	70,103	538,382			
短 大 卒	14	45.7	629,234	65,212	564,022			
高 校 卒	44	48.6	590,098	54,077	536,021			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 係 長	413	44.2	501,114	55,960	445,154	係 の 長 及 び 係 長 級 専 門 職	4 級	
大 学 卒	267	41.8	498,566	57,219	441,347			
短 大 卒	16	45.1	472,974	63,523	409,451			
高 校 卒	130	48.8	509,387	52,658	456,729			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 主 任	337	37.6	421,826	61,737	360,089	係 長 等 の い る 事 業 所 に お け る 主 任 係 長 等 の い な い 事 業 所 に お け る 主 任 の う ち 、 課 長 代 理 以 上 に 直 属 し 、 部 下 を 有 す る 者 等 中 間 職 ( 係 長 - 係 員 間 )	2 級	
	232	35.2	413,840	59,045	354,795		3 級	
	43	42.1	402,244	54,547	347,697			
	61	44.4	472,787	78,634	394,153			
	*	*	*	*	*			
事 務 係 員	1,405	31.4	341,521	39,665	301,856		1 級	
	976	29.7	342,029	40,613	301,416		2 級	
	143	31.9	301,259	28,841	272,418			
	284	37.5	360,077	41,804	318,273			
	2	45.8	330,438	19,506	310,932			

(注) 対応級欄の「級」とは、行政職給料表及び土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の対応級である(以下同じ。)

企業規模 500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
技 術 関 係 職 種	工 場 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の工場の長	8級
	大 学 卒	3	54.0	839,582	0	839,582		
	短 大 卒	2	54.0	730,201	0	730,201		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 部 長	53	50.0	680,861	34,052	646,809	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職	同上
	大 学 卒	45	49.9	680,621	31,610	649,011		
	短 大 卒	5	50.9	768,117	57,222	710,895		
	高 校 卒	3	50.4	542,701	26,939	515,762		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	27	46.7	677,000	964	676,036	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	7級
	大 学 卒	22	47.4	715,896	1,270	714,626		
短 大 卒	3	42.7	551,103	0	551,103			
高 校 卒	2	47.0	558,875	0	558,875			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 課 長	158	47.5	673,008	61,438	611,570	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	6級	
大 学 卒	140	47.1	683,512	67,111	616,401			
短 大 卒	5	49.4	656,778	54,596	602,182			
高 校 卒	13	50.8	575,104	7,857	567,247			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 課 長 代 理	48	41.9	511,279	75,536	435,743	上記課長に事故等のあるときの職務代行者等 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	5級	
大 学 卒	38	41.2	510,440	80,359	430,081			
短 大 卒	6	44.4	540,932	69,705	471,227			
高 校 卒	4	46.4	469,943	32,845	437,098			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 係 長	195	42.5	566,443	62,220	504,223	係の長及び係長級専門職	4級	
大 学 卒	132	41.3	582,792	67,446	515,346			
短 大 卒	17	41.3	498,149	34,196	463,953			
高 校 卒	46	47.6	534,621	54,864	479,757			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 主 任	208	36.5	504,373	72,827	431,546	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者等 中間職（係長－係員間）	2級 3級	
大 学 卒	160	36.1	512,435	73,199	439,236			
短 大 卒	25	35.4	451,285	68,990	382,295			
高 校 卒	23	42.6	479,896	73,610	406,286			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 係 員	629	35.1	439,650	84,476	355,174		1級 2級	
大 学 卒	413	34.1	446,910	85,497	361,413			
短 大 卒	63	32.9	399,295	79,134	320,161			
高 校 卒	150	39.6	435,296	84,048	351,248			
中 学 卒	3	43.0	214,757	22,324	192,433			

その3 企業規模 100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務 関 係 職 種	支 店 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の支 店(社)の長	7級
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	50	51.1	648,900	386	648,514	2課以上又は構成員20 人以上の部の長 職能資格等が上記部 の長と同等と認めら れる部の長及び部長 級専門職	同上
	大 学 卒	36	51.5	674,227	524	673,703		
	短 大 卒	5	51.5	596,305	0	596,305		
	高 校 卒	9	49.0	566,263	0	566,263		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 次 長	42	51.7	670,767	288	670,479	上記部長に事故等 あるときの職務代行 者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長-課長 間)	6級
	大 学 卒	35	51.5	700,874	344	700,530		
	短 大 卒	4	54.6	526,865	0	526,865		
	高 校 卒	3	49.0	496,941	0	496,941		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 課 長	118	48.4	542,181	3,942	538,239	2係以上又は構成員10 人以上の課の長 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職	5級
	大 学 卒	75	48.6	564,909	4,421	560,488		
	短 大 卒	14	47.6	525,919	551	525,368		
	高 校 卒	29	48.3	480,523	4,749	475,774		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長 代 理	35	48.0	654,267	7,992	646,275	上記課長に事故等 あるときの職務代行 者等 職能資格等が上記課 長代理と同等と認め られる課長代理及び 課長代理級専門職 中間職 (課長-係長 間)	4級	
大 学 卒	27	47.8	681,721	5,168	676,553			
短 大 卒	5	45.6	519,086	12,858	506,228			
高 校 卒	3	54.6	611,018	28,817	582,201			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 係 長	137	43.1	410,621	39,460	371,161	係の長及び係長級専 門職	2級 3級	
大 学 卒	98	42.3	406,827	32,600	374,227			
短 大 卒	21	43.6	440,254	61,354	378,900			
高 校 卒	18	46.6	392,964	48,701	344,263			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 主 任	138	41.0	351,886	37,454	314,432	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業 所における主任のう ち、課長代理以上に 直属し、部下を有す る者等 中間職 (係長-係員 間)	2級	
大 学 卒	86	39.1	347,296	37,379	309,917			
短 大 卒	25	40.2	345,985	44,100	301,885			
高 校 卒	25	47.5	371,285	31,161	340,124			
中 学 卒	2	57.5	428,255	0	428,255			
事 務 係 員	607	35.0	308,258	31,311	276,947		1級	
大 学 卒	416	32.8	303,776	29,776	274,000			
短 大 卒	76	37.5	320,157	37,007	283,150			
高 校 卒	110	41.3	321,451	34,409	287,042			
中 学 卒	5	48.6	242,568	13,139	229,429			

企業規模 100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
工 場 長	大 学 卒	-	-	-	-	-	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長	7 級
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-		
技 術 部 長	大 学 卒	18	47.7	577,762	0	577,762	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職	同 上
	短 大 卒	14	46.8	567,556	0	567,556		
	高 校 卒	3	50.4	610,392	0	610,392		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
		-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	大 学 卒	6	52.8	521,696	0	521,696	上 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 - 課 長 間)	6 級
	短 大 卒	4	53.6	553,579	0	553,579		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	2	50.0	412,704	0	412,704		
		-	-	-	-	-		
技 術 課 長	大 学 卒	47	48.3	509,003	3,892	505,111	2 係 以 上 又 は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 課 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 及 び 課 長 級 専 門 職	5 級
	短 大 卒	34	47.4	506,971	1,421	505,550		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	12	51.8	518,091	12,135	505,956		
		-	-	-	-	-		
技 術 課 長 代 理	大 学 卒	10	48.1	493,323	13,253	480,070	上 記 課 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 等 職 能 資 格 等 が 上 記 課 長 代 理 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 長 代 理 及 び 課 長 代 理 級 専 門 職 中 間 職 (課 長 - 係 長 間)	4 級
	短 大 卒	10	48.1	493,323	13,253	480,070		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-		
技 術 係 長	大 学 卒	69	43.4	434,602	51,615	382,987	係 の 長 及 び 係 長 級 専 門 職	2 級 3 級
	短 大 卒	46	42.8	450,650	66,703	383,947		
	高 校 卒	13	44.1	434,878	25,263	409,615		
	中 学 卒	8	45.7	346,705	1,687	345,018		
		2	45.5	295,904	0	295,904		
技 術 主 任	大 学 卒	122	39.4	400,302	64,769	335,533	係 長 等 の い る 事 業 所 に お け る 主 任 係 長 等 の い な い 事 業 所 に お け る 主 任 の う ち、課 長 代 理 以 上 に 直 属 し、部 下 を 有 す る 者 等 中 間 職 (係 長 - 係 員 間)	2 級
	短 大 卒	102	38.7	394,856	64,286	330,570		
	高 校 卒	6	39.1	459,758	112,216	347,542		
	中 学 卒	14	46.6	424,759	46,968	377,791		
		-	-	-	-	-		
技 術 係 員	大 学 卒	350	34.3	336,724	55,690	281,034		1 級
	短 大 卒	280	33.1	330,533	55,328	275,205		
	高 校 卒	36	37.3	372,051	77,020	295,031		
	中 学 卒	34	42.5	350,720	32,123	318,597		
		-	-	-	-	-		

その4 企業規模 100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考	対 応 級	
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								円
事 務 関 係 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50以上の支 店(社)の長	6級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	9	49.9	607,726	25,243	582,483	2課以上又は構成員20 人以上の部の長 職能資格等が上記部 の長と同等と認めら れる部の長及び部長 級専門職	同上
	大 学 卒	6	52.3	615,984	26,500	589,484		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	3	45.0	591,209	22,730	568,479		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-	-
	事 務 部 次 長	*	*	*	*	*	上記部長に事故等の あるときの職務代行 者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長-課長 間)	同上
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
短 大 卒	-	-	-	-	-			
高 校 卒	-	-	-	-	-			
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	27	46.6	482,239	20,515	461,724	2係以上又は構成員10 人以上の課の長 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職	5級	
大 学 卒	16	46.4	492,150	19,500	472,650			
短 大 卒	3	46.7	434,867	0	434,867			
高 校 卒	8	47.0	480,182	30,237	449,945			
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	-	
事 務 課 長 代 理	-	-	-	-	-	上記課長に事故等の あるときの職務代行 者等 職能資格等が上記課 長代理と同等と認め られる課長代理及び 課長代理級専門職 中間職 (課長-係長 間)	4級	
大 学 卒	-	-	-	-	-			
短 大 卒	-	-	-	-	-			
高 校 卒	-	-	-	-	-			
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	-	
事 務 係 長	23	38.6	406,269	43,702	362,567	係の長及び係長級專 門職	2級 3級	
大 学 卒	15	36.7	404,581	29,372	375,209			
短 大 卒	4	44.0	435,472	41,230	394,242			
高 校 卒	4	40.3	383,397	99,914	283,483			
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	-	
事 務 主 任	31	39.3	355,913	61,396	294,517	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業 所における主任のう ち、課長代理以上に 直属し、部下を有す る者等 中間職 (係長-係員 間)	2級	
大 学 卒	11	32.7	292,044	9,956	282,088			
短 大 卒	2	43.0	547,592	111,315	436,277			
高 校 卒	18	42.9	373,646	87,285	286,361			
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	-	
事 務 係 員	170	32.9	284,714	21,781	262,933		1級	
大 学 卒	114	30.9	281,002	16,367	264,635			
短 大 卒	20	34.4	264,065	14,775	249,290			
高 校 卒	36	38.6	307,985	43,169	264,816			
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	-	

企業規模 100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
技 術 関 係 職 種	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長	6級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	4	48.0	624,665	0	624,665	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職	同上
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	3	46.3	655,667	0	655,667		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	*	*	*	*	*	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 課 長	5	49.6	513,542	0	513,542	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	5級	
大 学 卒	3	52.3	512,040	0	512,040			
短 大 卒	2	45.5	515,795	0	515,795			
高 校 卒	-	-	-	-	-			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 課 長 代 理	4	46.5	511,345	0	511,345	上記課長に事故等のあるときの職務代行者等 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	4級	
大 学 卒	4	46.5	511,345	0	511,345			
短 大 卒	-	-	-	-	-			
高 校 卒	-	-	-	-	-			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 係 長	13	44.6	451,548	23,001	428,547	係の長及び係長級専門職	2級 3級	
大 学 卒	5	38.6	406,117	2,575	403,542			
短 大 卒	4	48.0	497,228	24,566	472,662			
高 校 卒	4	48.8	462,655	46,970	415,685			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 主 任	36	40.2	457,531	93,894	363,637	係長等のある事業所における主任 係長等のない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者等 中間職（係長－係員間）	2級	
大 学 卒	21	41.2	417,740	56,384	361,356			
短 大 卒	-	-	-	-	-			
高 校 卒	15	38.8	513,239	146,409	366,830			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 係 員	96	32.4	299,022	40,604	258,418		1級	
大 学 卒	53	32.1	286,047	23,431	262,616			
短 大 卒	18	34.0	318,549	57,517	261,032			
高 校 卒	25	31.7	311,967	65,737	246,230			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

### 第11表 民間における給与改定の状況

その1 給与改定の状況

(単位 %)

項目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	28.5	11.8	0.0	59.7
課 長 級	25.8	9.9	0.0	64.3

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

その2 定期昇給の実施状況

(単位 %)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施	昨年の定昇率(額)との比較			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変化なし		
			係 員	84.9	83.3		
課 長 級	78.8	76.4	14.1	4.0	58.4	2.4	21.2

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

その3 定期昇給制度の状況

(単位 %)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給制度あり			定期昇給 制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	87.4	54.2	55.9	37.6	12.6
課 長 級	82.6	43.9	54.2	32.8	17.4

(注)1 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

(注)2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含んで集計した。

第12表 民間における住居(住宅)手当の支給状況

(単位 %)

支給の有無	支給対象		事業所割合
	支給		
借家・借間		95.2	
自宅		82.9	
社宅		自社保有	2.9
		借上げ	16.1
その他		7.8	
非支給			49.5
借家・借間居住者に対する手当月額の標準額の分布			中位階層
			15,000円以上 16,000円未満

(注)1 支給対象は、住居(住宅)手当の支給がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

2 中位階層とは、手当月額の平均値ではなく、個々のデータの分布の中央に位置する階層のことである。

第13表 民間における扶養(家族)手当の支給状況

(単位 円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,929
配偶者と子1人	19,664 (5,735)
配偶者と子2人	25,021 (5,357)

(注)1 配偶者の収入による制限を設けている事業所について算出した。

2 ( )内の金額は、子が1人増えることにより増加する扶養(家族)手当の額である。

第14表 民間における冬季賞与の支給状況

(単位 %)

項目 役職段階	一定率(額)のみの事業所	考課査定 のみの事業所	一定分と 査定分に 分かれる	配分割合	
				一定率(額)	考課査定
係員	26.3	27.2	46.5	69.8	30.2
課長級	24.6	30.0	45.5	67.2	32.8
部長級(非役員)	22.6	27.9	49.6	65.6	34.4

(注) 配分割合は、一定率(額)のみ又は考課査定のみ事業所を除いて集計した。

**第15表 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況**

(単位 %)

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31% 以上	6.6	6.6	6.6	6.6
30%	19.1	25.7	21.0	27.6
29%	0.0	25.7	0.0	27.6
28%	0.0	25.7	0.0	27.6
27%	0.0	25.7	0.0	27.6
26%	1.0	26.7	1.0	28.6
25%	73.2	100.0	71.4	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

**第16表 公的年金が支給されない再雇用者（フルタイム勤務）の給与水準の状況**

(単位 %)

区分	項目	公的年金が支給される同じ職種・職位のフルタイムの再雇用者と比べて			再雇用者に賞与を支給している ない
		同じ	高い	低い	
	月例給与	92.1	6.3	1.6	—
	年間賞与	84.6	3.2	2.5	9.7
	年間給与	89.9	6.9	3.3	—

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である。

### 3 労働経済の動向

第17表 労

その1 給与等

				年 月			
項 目				平成26年 4 月	5 月	6 月	7 月
賃 金	きまって支給する給与 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全 国	金 額 (円)	294,925	290,762	291,947	291,859
			前年同月比 (%)	0.1	0.2	0.3	0.6
・ 労		京都府	金 額 (円)	262,400	257,340	260,044	259,555
			前年同月比 (%)	△ 0.8	1.1	2.4	2.7
働 時 間	総実労働時間数 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全 国	(時 間)	153.5	147.5	152.9	155.6
		京都府	(時 間)	146.8	140.2	147.1	146.9
	うち所定外労働時間数	全 国	(時 間)	13.4	12.5	12.4	12.6
		京都府	(時 間)	13.2	12.3	12.4	12.1
雇 用 ・ 生 産	雇 用 者 数 (総務省労働力調査)	全 国	(万 人)	5,571	5,586	5,595	5,606
	常用労働者数 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	京都府	(万 人)	51.8	51.6	51.7	51.6
	有 効 求 人 倍 率 (厚生労働省職業安定業務統計)		(倍)	1.08	1.09	1.10	1.10
	完全失業率(総務省労働力調査)		(%)	3.6	3.6	3.7	3.7
・ 生 産	鉱工業生産指数 (経済産業省鉱工業指数)	全 国	前年同月比(%)	3.7	1.0	3.2	△ 0.5
	同 (京都府鉱工業指数)	京都府	前年同月比(%)	10.2	8.0	14.9	11.2
	実質国内総生産 (内閣府国民経済計算)		前期比(%)	△ 1.7			

- (注) 1 「きまって支給する給与」, 「総実労働時間数」, 「うち所定外労働時間数」及び「常用労働  
 2 「雇用者数」, 「有効求人倍率」及び「完全失業率」は, 季節調整値である。  
 3 「鉱工業生産指数」は, 平成22年基準値である。  
 4 「実質国内総生産」は, 平成17暦年連鎖である。

## 働経済指標

8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成27年 1 月	2 月	3 月	4 月
290,671	291,686	292,851	292,376	292,901	286,003	285,561	288,223	292,538
0.2	0.5	0.2	0.1	0.4	0.6	0.2	0.2	0.5
261,418	262,415	262,384	266,504	272,483	263,865	264,957	265,157	270,616
3.0	2.7	0.0	4.3	5.9	3.3	4.3	3.2	2.9
145.2	148.2	153.7	149.1	147.9	141.4	145.4	150.4	155.8
140.0	139.5	145.2	144.3	143.7	134.9	139.8	141.1	148.1
12.0	12.4	12.8	13.0	13.4	12.7	12.8	13.3	13.4
11.5	11.8	12.2	12.6	13.0	12.6	12.1	12.3	13.1
5,602	5,617	5,604	5,601	5,634	5,631	5,621	5,624	5,601
51.6	51.5	51.7	51.6	51.6	51.0	51.2	51.1	51.5
1.10	1.10	1.10	1.12	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17
3.5	3.6	3.5	3.5	3.4	3.6	3.5	3.4	3.3
△ 3.0	1.0	△ 0.5	△ 3.7	△ 0.1	△ 2.6	△ 2.0	△ 1.7	0.1
4.8	10.0	13.9	7.9	10.2	9.3	1.6	3.8	9.6
△ 0.5	0.3			1.0				

者数」は、規模30人以上の数値である。

その2 生計費等

項 目				年 月					
				平成26年 4 月	5 月	6 月	7 月		
生 計 費 帯 家 計 調 査	勤 労 者	収 入	全 国	実 収 入 (円)	463,964	421,117	710,375	555,276	
				世帯主 収 入	金 額 (円)	356,470	349,208	561,877	469,027
			前年同月比 (%)		△ 1.0	1.1	△ 1.0	△ 2.1	
		京都市	実 収 入 (円)	506,547	469,606	654,246	707,724		
			世帯主 収 入	金 額 (円)	408,458	365,725	505,689	506,045	
				前年同月比 (%)	△ 3.3	△ 6.9	△ 17.1	10.8	
	世 帯	支 出	全 国	消 費 支 出	金 額 (円)	329,976	293,050	295,738	311,693
					前年同月比 (%)	△ 3.1	△ 4.8	△ 0.3	0.4
			エンゲル係数 (%)	20.1	24.5	23.2	22.5		
		京都市	消 費 支 出	金 額 (円)	436,212	367,768	366,109	306,300	
				前年同月比 (%)	24.3	8.8	33.6	△ 14.0	
			エンゲル係数 (%)	19.9	24.8	23.3	29.2		
全 世 帯	支 出	全 国	消 費 支 出	金 額 (円)	302,141	271,411	272,791	280,293	
				前年同月比 (%)	△ 0.7	△ 3.9	1.3	△ 2.0	
		エンゲル係数 (%)	21.5	26.1	25.0	24.4			
	京都市	消 費 支 出	金 額 (円)	336,728	297,590	298,464	257,742		
			前年同月比 (%)	7.7	△ 3.9	12.1	△ 23.9		
		エンゲル係数 (%)	23.8	27.9	27.1	30.8			
物 価	消費者物価指数 <sup>(総合)</sup> (総務省)	全 国	前年同月比 (%)	3.4	3.7	3.6	3.4		
		京都市	前年同月比 (%)	3.9	4.0	3.8	3.3		
	国内企業物価指数(日本銀行)	前年同月比 (%)	4.2	4.4	4.5	4.4			

(注)5 「消費者物価指数」及び「国内企業物価指数」は、平成22年基準値である。

6 総務省家計調査の平成27年4月の集計世帯数(二人以上世帯)は、勤労者世帯にあっては全国3,

8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成27年 1 月	2 月	3 月	4 月
463,810	421,809	488,273	431,543	924,911	440,226	488,519	449,243	476,880
359,452	351,830	360,177	356,878	740,677	356,957	353,508	360,234	354,789
△ 0.9	△ 1.5	1.3	△ 1.1	0.6	△ 0.2	△ 0.1	0.3	△ 0.5
429,046	474,487	462,563	484,469	1,048,302	461,803	513,301	488,860	432,073
344,682	349,324	353,838	396,618	870,049	381,142	419,898	409,570	363,524
△ 16.4	△ 10.5	△ 4.4	0.7	△ 12.9	△ 10.8	4.1	△ 2.8	△ 11.0
305,836	303,614	316,154	306,230	357,772	320,674	291,387	351,974	334,301
△ 2.2	△ 3.7	△ 0.1	1.7	△ 0.2	△ 1.6	△ 1.1	△ 8.5	1.3
24.0	22.9	22.3	23.1	23.8	21.8	23.2	21.3	21.3
299,704	342,121	288,171	333,088	394,452	361,839	441,839	364,794	343,410
△ 11.0	△ 4.5	△ 30.9	△ 1.0	△ 8.1	△ 5.9	9.6	△ 16.5	△ 21.3
29.1	24.0	29.6	26.9	27.2	22.3	18.5	23.2	23.6
282,124	275,226	288,579	280,271	332,363	289,847	265,632	317,579	300,480
△ 0.9	△ 1.9	△ 0.7	0.3	△ 0.6	△ 2.4	△ 0.4	△ 8.1	△ 0.5
25.6	24.9	24.1	24.6	25.9	22.7	24.5	22.7	22.9
304,005	319,117	252,612	290,722	338,914	313,979	311,707	324,322	272,685
1.9	6.4	△ 21.0	6.6	△ 7.5	△ 1.0	0.7	△ 3.6	△ 19.0
27.5	25.1	31.7	28.6	32.5	24.4	24.7	26.0	29.4
3.3	3.2	2.9	2.4	2.4	2.4	2.2	2.3	0.6
3.2	3.2	2.5	2.3	2.1	2.4	2.4	2.3	0.5
4.0	3.6	2.9	2.6	1.8	0.3	0.4	0.7	△ 2.1

932世帯，京都市39世帯，全世帯にあつては全国7,778世帯，京都市95世帯である。

